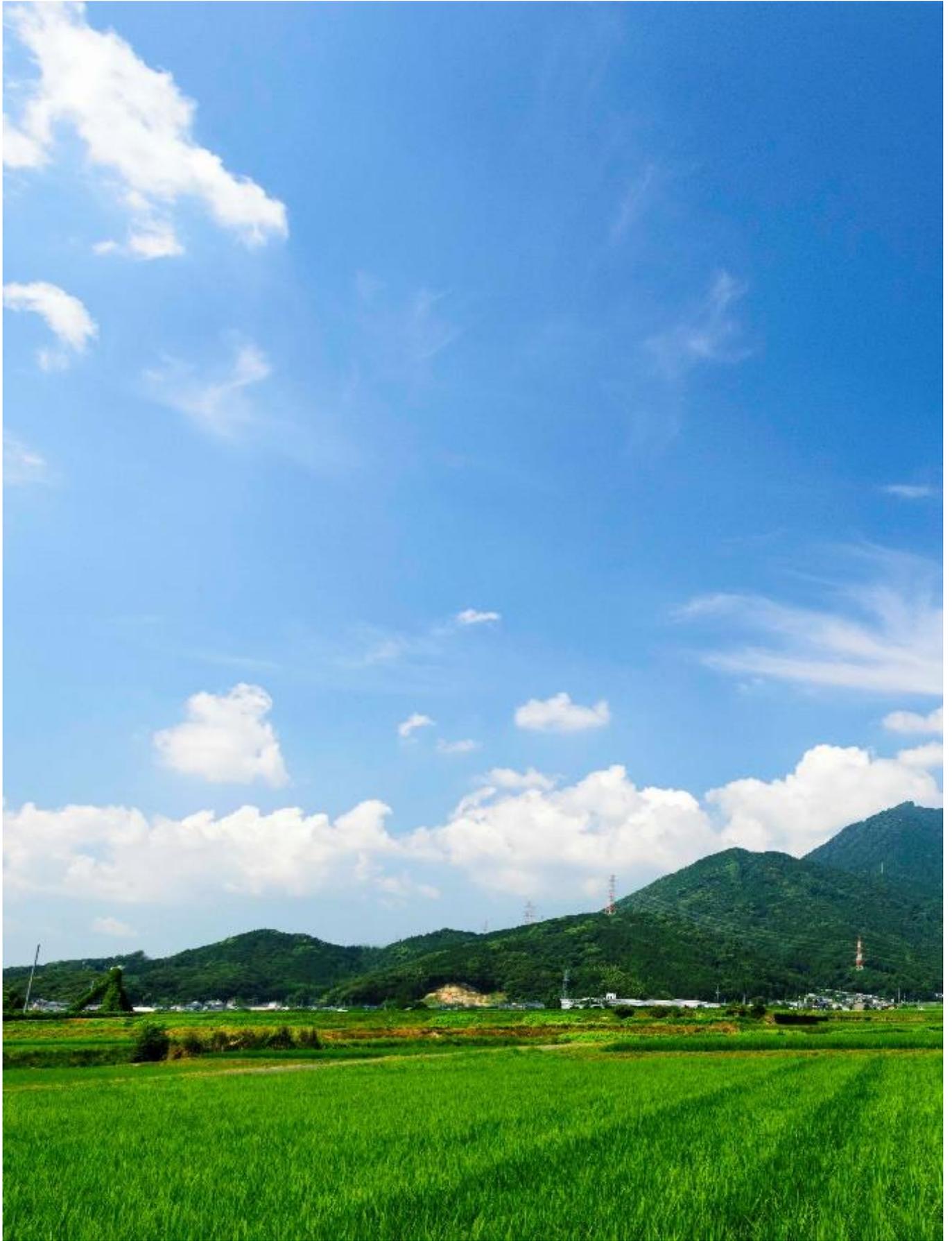


# 第三次 筑紫野市 環境基本計画【見直し版】

- 筑紫野市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）
- 筑紫野市気候変動適応計画



令和3（2021）年3月 策定  
（令和7年（2025）年3月 見直し）  
福岡県 筑紫野市



## はじめに

筑紫野市は、昭和47年の市制施行以降、万葉の頃から続く歴史や文化、美しい自然と利便性の高い交通条件下など地勢上の特性も影響し、成長を続けてきました。また、これらの「人」と「自然」、そして「まち」の調和という本市のまちづくりの理念を継承していくことは、現代を生きる私たちの重要な使命です。

本市では、平成10年に環境基本条例を制定、同条例に基づく筑紫野市環境基本計画を策定し、美しく快適な環境の保全と創造に努めるため、取り組みを進めて参りました。

令和3年に策定した第三次筑紫野市環境基本計画では、生物多様性の保全や循環型社会の形成などにおける取り組みの方向性を示すとともに、同計画の内容を温暖化対策実行計画や気候変動適応計画としても位置付けたものとしました。各推進分野を「持続可能な開発目標(SDGs)」の理念と結び付け、統合的な課題解決を目指しています。

一方で、第三次筑紫野市環境基本計画の策定から現在に至るまでに、環境に関する国内外の情勢は大きく変化して参りました。令和5年には、国連の事務総長が「地球沸騰化」という言葉を用いるなど、気候変動の影響は増すばかりであり、これまで以上の取り組みは急務となっています。

現状の分析・評価を行い、本市の課題を整理した上で、時代の潮流に沿った計画とするため、今回、計画内容の見直しを行う運びとなりました。第三次計画における環境の将来像「みんなで作る みどり輝くふるさと 筑紫野」の思いを継承しつつ、施策の内容や指標などの再検討を行いました。引き続き、望ましい環境の実現に向けて取り組んで参ります。

本計画の推進に当たっては、市民、事業者、行政の各主体の協力が必要不可欠です。これからもより一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、本計画の見直しに際し、ご意見、ご提言をお寄せいただきました市民や事業者の皆様をはじめ、熱心にご審議をいただきました環境審議会の皆様に心より感謝を申し上げます。



令和7年3月  
筑紫野市長 平井 一三

# 第三次筑紫野市環境基本計画【見直し版】

## 目次

### はじめに

#### 第1章 計画の基本的な考え方

- |   |                      |     |
|---|----------------------|-----|
| 1 | 計画策定の趣旨              | p.2 |
| 2 | 計画の位置付け              | p.3 |
| 3 | 対象とする地域と分野           | p.3 |
| 4 | 計画の期間                | p.3 |
| 5 | 近年の主な社会の動き・出来事（環境関連） | p.4 |
| 6 | 第三次筑紫野市環境基本計画の振り返り   | p.5 |

#### 第2章 望ましい環境像と施策体系

- |   |                        |      |
|---|------------------------|------|
| 1 | 望ましい環境像                | p.12 |
| 2 | 施策体系                   | p.13 |
| 3 | 施策と持続可能な開発目標（SDGs）との関係 | p.14 |
| 4 | ワンヘルスと本計画の関係           | p.15 |
| 5 | 脱炭素社会の実現               | p.15 |

#### 第3章 基本的な施策

- |     |                      |      |
|-----|----------------------|------|
| 施策1 | 豊かな自然と生物多様性を保全する     | p.17 |
| 施策2 | 廃棄物の減量と適正処理を推進する     | p.25 |
| 施策3 | 地球温暖化対策と気候変動適応策を推進する | p.29 |
| 施策4 | 良好な生活環境を形成する         | p.35 |

---

## 第4章 筑紫野市地球温暖化対策実行計画（区域施策編） および気候変動適応計画

- 1 地球温暖化対策実行計画の基本的事項 ————— p.41
- 2 本市の二酸化炭素排出量の現状把握と将来予測状況 ————— p.44
- 3 将来推計と削減目標 ————— p.46
- 4 環境基本計画の施策体系との関係 ————— p.52
- 5 目標の達成に向けた施策 ————— p.53

## 第5章 計画の実現に向けて

- 1 計画の進行管理 ————— p.62
- 2 計画の推進体制 ————— p.63

## 資料編

- 1 取組指標の基準値および目標値 ————— p.64
- 2 計画の策定経過 ————— p.68
- 3 筑紫野市環境審議会委員 ————— p.69
- 4 筑紫野市環境審議会への諮問書 ————— p.71
- 5 筑紫野市環境審議会からの答申書 ————— p.72



# 第 1 章

## 計画の基本的な考え方

# 第1章 計画の基本的な考え方

## 1 計画策定の趣旨

筑紫野市では、市の環境に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的に、平成10（1998）年に「筑紫野市環境基本条例」を施行しました。

また、平成12（2000）年3月に「筑紫野市環境基本計画」を、平成23（2011）年3月に「第二次筑紫野市環境基本計画」を策定し、令和3年4月には、社会経済情勢や新たな環境課題に柔軟かつ適切に対応し、望ましい環境像である「みんなでつくる みどり輝くふるさと筑紫野」を実現することを目指して、「第三次筑紫野市環境基本計画」を策定しました。

第三次計画の策定から現在に至るまで、筑紫野市では、豊かな自然と生物多様性の保全や廃棄物の減量と適正処理、地球温暖化への対策、良好な生活環境の形成などの取組を進めてきました。

一方で、進行する地球温暖化や自然環境の破壊など、現在直面している環境危機に対して社会情勢は大きく変化してきています。国内においても、環境分野の最上位計画である「第六次環境基本計画」が令和6（2024）年5月に策定され、「ウェルビーイング／高い生活の質」の実現などの発展の方向性のもと、令和12（2030）年までに目指す環境のビジョンが提示されるなど、新たな潮流が生じています。

こうした現状を踏まえ、環境施策のより一層の推進を図るため、令和7（2025）年3月に「第三次筑紫野市環境基本計画」の見直しを行いました。

## 2 計画の位置付け

本計画は、「筑紫野市環境基本条例」第9条に基づき策定するもので、「筑紫野市総合計画」を上位計画とした、環境に関するマスタープランです。

本計画の策定にあたっては、国や県の環境基本計画との関連性に配慮するとともに、本市が策定する「都市計画マスタープラン」や「一般廃棄物処理基本計画」、「筑紫野市役所環境にやさしい行動計画」など、関連計画の施策と整合を図ります。

なお、本計画の第4章は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条第3項の規定に基づく「筑紫野市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」および「気候変動適応法」第12条の規定に基づく「筑紫野市気候変動適応計画」として位置付けます。

## 3 対象とする地域と分野

本計画の対象地域は、筑紫野市全域とします。

本計画で取り扱う分野は、「第三次筑紫野市環境基本計画」策定当初の基準に基づき、「自然との共生」「循環型社会」「脱炭素社会」「生活環境」「快適環境」とします。これらの幅広い環境に対する施策の根幹に、市民・事業者・市民団体（コミュニティ運営協議会等）との協働があります。

## 4 計画の期間

計画期間は、令和3（2021）年度から令和14（2032）年度までとします。

ただし、国内外の社会情勢の変化や本市における環境や社会構造などに大きな変化があった場合は、必要に応じて計画の見直しを検討します。

※令和6年度に計画内容の見直しを行いました。

## 5

## 近年の主な社会の動き・出来事（環境関連）

近年の主な社会の動きや出来事を以下に整理しました。今回の見直しにより、これらの社会の動きや出来事に対応した計画とします。

令和3年度	<ul style="list-style-type: none"> <li> 令和3年8月の大雨の発生</li> <li> 「地球温暖化対策計画」の策定</li> <li> 「福岡県環境総合ビジョン（第五次福岡県環境総合基本計画）」の策定</li> <li> 「福岡県生物多様性戦略 2022-2026」の策定</li> <li> 「福岡県ワンヘルス推進行動計画」の策定</li> <li> 「福岡県地球温暖化対策実行計画」の策定</li> <li> 「福岡県食品ロス削減推進計画」の策定</li> </ul>
令和4年度	<ul style="list-style-type: none"> <li> 「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の施行</li> <li> 「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」の改正</li> <li> 「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」の改正</li> <li> 「福岡県第10期分別収集促進計画」の策定</li> <li> 「特定外来生物被害防止基本方針」の改正</li> <li> 「昆明・モンテリオール生物多様性枠組」の採択</li> <li> 「生物多様性国家戦略 2023-2030」の策定</li> <li> 「筑紫野市一般廃棄物処理基本計画（ごみ・生活排水）」の策定</li> </ul>
令和5年度	<ul style="list-style-type: none"> <li> 「気候変動適応計画」の一部変更</li> <li> G7 広島サミットの開催、G7 広島首脳コミュニケにて、「我々の地球は、気候変動、生物多様性の損失及び汚染という3つの世界的危機に直面している」と明確に記述</li> <li> 「国連気候変動枠組条約第28回締約国会議（COP28）」の開催</li> <li> 「空き家等対策の推進に関する特別措置法」の改正</li> <li> 令和6年能登半島地震の発生</li> <li> 気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第60回総会の開催</li> </ul>
令和6年度	<ul style="list-style-type: none"> <li> 「気候変動適応法」の改正</li> <li> 「第七次筑紫野市総合計画」の策定</li> <li> 「筑紫野市災害廃棄物処理計画」の策定</li> <li> 「第六次環境基本計画」の策定</li> <li> 「第五次循環型社会形成推進基本計画」の策定</li> </ul>

 国際的な動き  日本の動き  福岡県の動き  筑紫野市の動き  大規模災害（日本）

## 6 第三次筑紫野市環境基本計画の振り返り

「第三次筑紫野市環境基本計画」の成果指標および施策の進捗状況を総括し、計画の見直しに向けた課題を整理しました。

成果傾向「A」：基準値に比べて成果が上がっている  
 「B」：基準値と同じ成果  
 「C」：基準値に比べて成果が下がっている

### 施策1 豊かな自然と生物多様性を保全する

#### ■推進分野1 自然とのふれあいの推進 における主な成果指標

多くの項目で、基準値と比べて改善傾向にあります。一方、市民アンケートにおいて、「川や水辺とのふれあい」に満足していると回答した市民の割合がやや減少しています。また、人材育成については今後の課題として取り組みを検討していく必要があります。

主な成果指標	基準値	実績値			目標値	成果傾向
		令和3年度	令和4年度	令和5年度		
自然観察会、出前講座の内容に満足している市民の割合（％）	未実施	100%	100%	100%	78%	A
まちづくりアンケートにて、「①森林とのふれあい ②川や水辺とのふれあい ③野鳥や昆虫とのふれあい」に満足していると回答した市民の割合	①35.9% ②22.1% ③24.0%	①34% ②15.8% ③20.2%	①34% ②17.8% ③21.5%	①37.9% ②21.1% ③24.9%	①41% ②28% ③30%	①A ②C ③A
市内の自然に関する広報、SNS等での啓発回数	2回	4回	0回	6回	3回	A
自然観察会、出前講座の参加者数	67人	480人	258人	285人	90人	A

- ❖ 講座の内容や実施形式についても検討する必要があります。またそのための講師となる人材や協力者、後継者の育成も必要です。
- ❖ 川や水辺とのふれあいの満足度が増加させるため、水辺環境とふれあいやすいような環境を整備していく必要があります。

■推進分野2 多様な生物の保全と外来種対策 における主な成果指標

ほとんどの項目で改善傾向にあります。環境指標の森の指標種の発見割合のみ、いずれの年度も調査が実施できていない状況です。

主な成果指標	基準値	実績値			目標値	成果傾向
		令和3年度	令和4年度	令和5年度		
まちづくりアンケートにて、「生物多様性」という言葉を知っていると回答した市民の割合	25%	27.8%	26.8%	29.2%	28%	A
環境指標の森の指標種の発見割合	実施せず	実施せず	実施せず	実施せず	100%	B
モニタリングの開催数	8回	7回	9回	10回	8回	A
アライグマの駆除数（有害鳥獣として捕獲されたアライグマを含む）	37頭	49頭	99頭	93頭	40頭	A
生物多様性に関する広報、SNS等での啓発数	5回	4回	3回	6回	7回	A

- ❖ 気候変動とともに、生物多様性は現代の主要な環境課題です。身近な自然の魅力や生物多様性の重要性に関する市民の認知度を高めるため、さらに活動を推進していく必要があります。現在、市内に6地点設定している環境指標の森については、適切な保全を実施するとともに、環境教育の場としても活用していくことが望まれます。

■推進分野3 里地里山の維持保全と環境配慮 における主な成果指標

ほとんどの項目が改善傾向にありますが、市民アンケートにて、「市内の自然環境」に満足していると回答した市民の割合と、担い手農家に集約されている農地面積の割合は基準値と比べて減少しています。

主な成果指標	基準値	実績値			目標値	成果傾向
		令和3年度	令和4年度	令和5年度		
まちづくりアンケートにて、「市内の自然環境」に満足していると回答した市民の割合	48.3%	44.7%	45.1%	46.6%	52%	C
担い手農家に集約されている農地面積の割合	394.1ha	389.8ha	374.88ha	387.8ha	414.1ha	C
新規就農者数（累計）	0人	0人	0人	2人	6人	A
有害鳥獣による農業被害額	5,752千円	4,985千円	4,381千円	3,814千円	4,404千円	A
有害鳥獣の捕獲頭数	737頭	819頭	1,085頭	875頭	700頭	A
適切に管理されている人工林の割合	49.2%	53.0%	54.0%	55.0%	52.1%	A
荒廃森林整備事業の実施面積	20ha	16.55ha	30.16ha	27.06ha	20ha	A

- ❖ 新規就農者は増加傾向にあるものの、担い手農家に集約されている農地面積の割合はやや減少しています。
- ❖ 農地の保全は生物多様性を維持する上でも需要であり、休耕地の増加は獣害の増加にも繋がります。様々な観点から休耕地対策を進めていくとともに、新規就農者、既存農業者の双方に対してソフト面、ハード面の支援を引き続き実施していきます。
- ❖ 有害鳥獣による農業被害額は目標値を達成している状況ですが、更なる低減のため駆除や農業環境の整備などの取り組みを引き続き進めていくことが望まれます。

## 施策2 廃棄物の減量と適正処理を推進する

### ■推進分野1 ごみ減量とリサイクルの推進 における主な成果指標

ごみの排出量や分別間違い率は改善傾向にあります。一方、リサイクル率は基準値からやや減少しています。

主な成果指標	基準値	実績値			目標値	成果傾向
		令和3年度	令和4年度	令和5年度		
市民1人1日当たりのごみの排出量	785.57 g	760.82 g	742.37 g	736.19 g	773 g	A
リサイクル率	23.27%	22.90%	23.02%	22.9%	23.30%	C
ごみの分別に関する出前講座の開催数	3回	3回	4回	5回	4回	A
環境教育副読本のごみに関するページの活用率	73%	100%	100%	100%	100%	A
分別間違い率	19%	7.05%	25%	15.7%	10.5%	A
家庭から排出される市民1人1日当たりのごみ排出量	544.06 g	549.33 g	531.18 g	515.77 g	534 g	A

- ❖ 集団回収についての情報発信や資源化できるごみ出し方法についての認知度を更に向上させていく必要があります。
- ❖ 社会問題となっている食品ロスについても、学校給食の残菜を減らす取り組みや家庭や事業所で取り入れやすいと取り組みを継続していることが望めます。プラスチックごみについても、プラスチック資源循環促進法にもとづき、県内周辺市町村の動向を注視しつつ取り組みを進めていく必要があります。

### ■推進分野2 廃棄物の適正な処理 における主な成果指標

市民アンケートにて、「廃棄物やリサイクルの取り組み」に満足していると回答した市民の割合はやや減少しています。不法投棄の対応件数は年度ごとでばらつきがあり、令和5（2023）年度は46件となっています。

主な成果指標	基準値	実績値			目標値	成果傾向
		令和3年度	令和4年度	令和5年度		
まちづくりアンケートにて、「廃棄物やリサイクルの取り組み」に満足していると回答した市民の割合	35.6%	34.2%	34.3%	34.5%	40%	C
不法投棄の対応件数	78件	59件	65件	46件	78件	A

- ❖ 不法投棄や廃棄物の不適正な処理は有害物質の環境への放出、火災の発生の原因となります。このような事態を未然に防ぐため、関係機関と協力した無許可業者への指導やパトロール、監視カメラの設置などを行い、不法投棄されにくい環境を整備していくことが望めます。

### 施策3 地球温暖化対策と気候変動適応策を推進する

#### ■推進分野1 省エネルギー施策の普及・啓発 における主な成果指標

二酸化炭素排出量をはじめ、ほとんどの項目で改善傾向にあります。公共施設への再生可能エネルギーの導入状況や事業者を対象とした省エネルギー設備等の啓発については今後の課題として取り組みを進めていく必要があります。

主な成果指標	基準値	実績値			目標値	成果傾向
		令和3年度	令和4年度	令和5年度		
市内全体のCO <sub>2</sub> 排出量	1,362千t-CO <sub>2</sub>	860千t-CO <sub>2</sub>	741千t-CO <sub>2</sub>	368千t-CO <sub>2</sub>	1,035千t-CO <sub>2</sub>	A
公共施設のCO <sub>2</sub> 排出量	6,780t-CO <sub>2</sub>	5,552t-CO <sub>2</sub>	4,894t-CO <sub>2</sub>	4,841t-CO <sub>2</sub>	6,448t-CO <sub>2</sub>	A
環境教育副読本の地球温暖化に関するページの活用率	18%	100.0%	100.0%	100%	100%	A
環境に配慮した公用車の導入率	77%	77.9%	78.8%	81.5%	81%	A
公共施設の再生可能エネルギー導入状況	104kW	104kW	104kW	104kW	基準値より増	B
住宅改修工事等補助金の補助件数	85件	95件	95件	135件	85件	A

- ❖ 再生可能エネルギーや省エネ効果の高い設備の導入については設置に伴う経費高騰など課題が残っています。市の公共施設をはじめ、設備更新の際には環境に配慮した取り組みを進めていく必要があります。
- ❖ 同時に、市民・事業者による環境にやさしい行動の確実な実行のため、関連する講座の開催や情報の発信を行っていく必要があります。

#### ■推進分野2 再生可能エネルギーの導入と公共交通の利用促進 における主な成果指標

いずれの項目も改善傾向にあります。エコエネルギー導入促進補助金の交付件数やバスの利用者については着実に増加しており、目標値を達成している状況です。

主な成果指標	基準値	実績値			目標値	成果傾向
		令和3年度	令和4年度	令和5年度		
まちづくりアンケート「環境にやさしい生活様式」の取り組み項目数の平均値	5.3項目	5.6項目	5.5項目	6.1項目	7.4項目	A
エコエネルギー導入促進補助金の交付件数	335件	361件	381件	419件	395件	A
バス利用者数	29,092人	30,162人	37,264人	44,234人	35,362人	A

- ❖ 温室効果ガスの排出量削減のため、引き続き、市コミュニティバス「つくし号」を始めとした公共交通の利用促進に向けた取り組みを進めます。

### ■推進分野3 気候変動の影響への対応 における主な成果指標

市民アンケートにおける防災対策の項目数や冷暖房の使用についての取り組み状況は改善傾向にあります。気候変動に関する広報・啓発は取り組みが進んでいません。

主な成果指標	基準値	実績値			目標値	成果傾向
		令和3年度	令和4年度	令和5年度		
まちづくりアンケート「家庭で行っている防災対策」の項目数	2.7項目	3項目	3.2項目	3項目	4.0項目	A
まちづくりアンケートにて、「環境にやさしい行動」のうち、「気候に応じた適切な冷暖房の使用」に努めていると回答した市民の割合	実施せず	70.3%	70.90%	73.2%	54%	A
防災訓練および学習会を実施した自主防災組織の割合	85.4%	60.90%	45.60%	65.0%	91.5%	C
熱中症予防啓発数	82回	27回	35回	41回	100回	C
防災に関する出前講座の開催数	27回	15回	27回	26回	27回	C

- ❖ 気候変動や熱中症予防に関する広報、防災出前講座や農業者への情報提供等を着実に実施し、既存の取り組みを活かしつつ気候変動の適応に関する認知度を更に向上させていく必要があります。
- ❖ 熱中症対策については、国、県、近隣市町村の動向を踏まえつつクーリングシェルターを始めとした関連事業を検討していく必要があります。

## 施策 4 良好な生活環境を形成する

### ■推進分野 1 住みよい生活環境の確保 における主な成果指標

下水道普及率や水洗化率は改善傾向にあります。光化学オキシダント警報や注意報の発令は無かったものの、公共用水域における水質調査や自動車道路騒音調査においては、環境基準を超過することがあります。市民アンケートにおける河川の水のきれいさに対する満足度も基準値から減少しています。

主な成果指標	基準値	実績値			目標値	成果傾向
		令和3年度	令和4年度	令和5年度		
光化学オキシダント警報および注意報の発令状況	発令なし	発令なし	発令なし	発令なし	発令なし	B
まちづくりアンケートにて、「①居住地区の空気のさわやかさ ②居住地区周辺の静けさ ③河川の水のきれいさ」に満足していると回答した市民の割合	①41.1% ②42.2% ③30.0%	① 46% ② 44.7% ③ 25.7%	① 44.5% ② 44.6% ③ 25.5%	①45.0% ②44.4% ③27.8%	①45% ②46% ③35%	①A ②A ③C
公共用水域水質調査の測定値（基準値超過の有無）	環境基準値内	基準超過あり	基準超過あり	基準超過あり	環境基準値内	C
自動車道路騒音調査の測定値（基準値超過の有無）	環境基準値内	基準超過あり	基準超過あり	環境基準値内	環境基準値内	B
下水道普及率	97.8%	98.0%	98.0%	98.0%	98.3%	A
水洗化率	98.1%	98.4%	98.5%	98.5%	98.6%	A

- ❖ 光化学オキシダント警報の発令については関係部署間の体制整備や市ホームページにおける情報提供を引き続き実施していきます。
- ❖ 水質や騒音では環境基準の超過が見られます。良好な生活環境の実現のため、今後も継続してモニタリングを実施し状況を注視していく必要があります。
- ❖ 下水道普及率や水洗化率についても更なる改善に努めます。

### ■推進分野2 快適な生活環境の実現 における主な成果指標

ペットや小動物、近隣の生活騒音や振動、悪臭に関する相談件数は改善傾向にあります。所有地に関する相談件数は増加しています。市民アンケートにおいても、“周辺の環境が清潔で衛生的である”と回答した割合はやや減少しています。ごみゼロ運動は令和3年度～4年度は実施ができておらず、令和5年度にはやや参加者数が減少しました。

	基準値	実績値			目標値	成果傾向
		令和3年度	令和4年度	令和5年度		
まちづくりアンケートにて、「①周辺の環境が清潔で衛生的である ②市民の環境に関するモラル」にそう思う、または満足していると回答した市民の割合	①88.0% ②19.0%	① 89.4% ② 21.0%	① 88.1% ② 20.9%	①87.4% ②19.8%	①89% ②25%	①C ②A
ペット、小動物に関する相談件数 ※野良猫を含む。野生動物は除く。	67件	92件	79件	75件	50件	A
近隣の生活騒音、振動、悪臭に関する相談件数	146件	56件	61件	44件	131件	A
所有地の管理に関する相談件数	59件	81件	71件	64件	59件	C
生活環境に関する広報、SNSでの啓発回数	14回	12回	7回	8回	14回	C
ごみゼロ運動の参加者数	34,378人	6月:中止 10月:中止	6月:中止 10月:中止	32,427人	34,387人	C

- ❖ 空地や空家など、管理が不十分となった所有地は美観を損なうほか、野生生物による被害や火災の原因にもなりえます。適切な管理を促すほか、空家を活用する取組も望まれます。

### ■推進分野3 都市空間の整備 における主な成果指標

公園の樹木や街路樹に関する相談件数は改善傾向にあります。

市民アンケートにて“公園の施設や設備”、“周辺地域の自然景観”、“歴史や伝統に関する町の雰囲気”について満足していると回答した市民の割合が減少しています。

	基準値	実績値			目標値	成果傾向
		令和3年度	令和4年度	令和5年度		
まちづくりアンケートにて、「①公園の施設や設備 ②居住地区のまちなみ景観 ③周辺地域の自然景観 ④歴史や伝統に関するまちの雰囲気」に満足していると回答した市民の割合	①16.7% ②32.3% ③36.7% ④26.8%	① 15.4% ② 32% ③ 33.8% ④ 23.1%	① 15.6% ② 30.8% ③ 33.9% ④ 21.5%	①15.6% ②32.8% ③34.2% ④21.5%	①22% ②37% ③41% ④33%	①C ②A ③C ④C
公園の樹木や街路樹に関する相談件数	69件	55件	69件	62件	50件	A
開発行為指導件数（累計）	31件	42件	32件	31件	116件	B
市民がふれることのできる史跡数	8か所	8か所	8か所	8か所	10か所	B

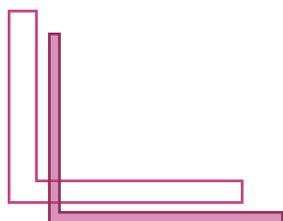
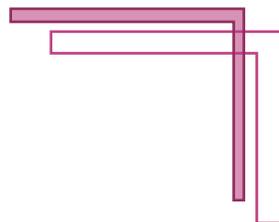
- ❖ 樹木は、適切に管理されない場合、落葉による側溝などの詰まりや衰弱や強風による倒壊などを引き起こします。街路樹や公園の樹木について、環境面と安全面に配慮した管理を引き続き実施していきます。
- ❖ 史跡や文化財の保存についても、魅力的なまちづくりのため継続して取り組む必要があります。



## 第2章

# 望ましい環境像と

# 施策体系



## 第2章 望ましい環境像と施策体系

### 1 望ましい環境像

令和6（2024）年4月に「第七次筑紫野市総合計画」が策定され、『ひとが輝き自然が息づく 住み続けたい 幸福実感都市』の将来都市像のもと、7つの政策が定められました。

特に環境分野に係る政策を『自然をまもり未来を育むまちづくり』とし、本市の持つ自然環境と快適で安全な生活環境を未来の世代に継承するために、市民や市民団体、事業者、そして行政が協働し、より良い環境づくりに向けた更なる取り組みを進めていく必要があります。

このことから、本計画の見直しにあたっての望ましい環境像は、策定当初の環境像を引き継ぎ、以下のとおり定めます。



2 施策体系

望ましい環境像「みんなでつくる みどり輝くふるさと筑紫野」

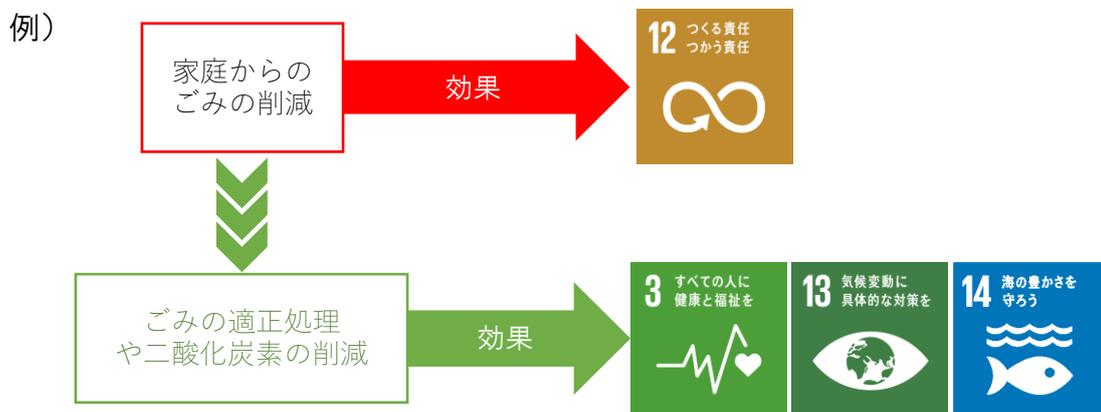


### 3

## 施策と持続可能な開発目標（SDGs）との関係

SDGsとは、Sustainable Development Goals の略で、「持続可能な開発目標」と訳されます。全世界で経済・社会・環境の3つのバランスが取れた社会を目指すための目標のことで、平成27年（2015）年に国連で採択され、令和12年（2030）年までに達成することを目指しています。全17の目標のうち、少なくとも12の目標が環境に関連しています。また、各目標は相互に関連しているため、ひとつの取組が複数の目標の達成に貢献することになります。

本計画においても、市が直面している環境問題を統合的に解決するため、SDGsの考え方を取り入れます。



## SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



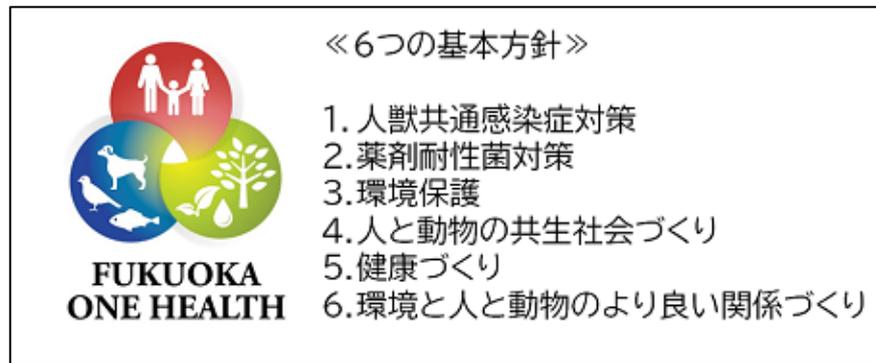
## 4 ワンヘルスと本計画の関係

人と動物の健康と環境の健全性を一つと捉え、一体的に守っていく「ワンヘルス」について福岡県では令和4（2022）年1月「福岡県ワンヘルス推進基本条例」を施行し、同年3月には「福岡県ワンヘルス推進行動計画」を策定し、取り組みを進めています。

本市においても「ワンヘルス」の理念に賛同し、新たな取り組みや既存事業においてもワンヘルスの事業として捉え、推進していく必要があります。

本計画における各施策についても、「ワンヘルス」実践の取り組みにつながるものについては目的や理念を踏まえて推進していきます。

「福岡県ワンヘルス6つの基本方針」



## 5 脱炭素社会の実現

国は、令和2（2020）年10月に2050年までに二酸化炭素実質排出量ゼロに取り組み、脱炭素社会の実現を図る「カーボンニュートラル」を目指すことを宣言しました。

また、令和3（2021）年4月には、「2050年目標と整合的で、野心的な目標として、2030年度に、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指す。さらに、50%の高みに向けて、挑戦を続けていく」ことが表明されました。

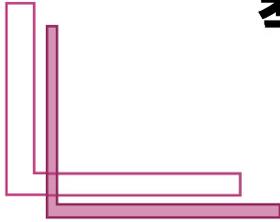
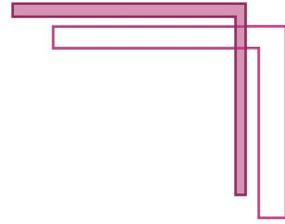
これらのことから、国や県による脱炭素社会実現に向けた新たな取り組みや支援が行われています。

本市においても時代の潮流に沿った計画とするため、第三次筑紫野市環境基本計画における地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の見直しを行い、再生可能エネルギー等の導入や脱炭素のまちづくり、脱炭素型のライフスタイルの推進等取り組みを推進するために「ゼロカーボンシティ」を目指してまいります。



## 第3章

# 基本的な施策





## 第3章の読みかた

- 次ページからは第2章の施策体系より、施策のテーマ別に「推進分野」を設けて「現状と課題」、「目指す姿」、「主な取り組みと指標」等を示しています。
- 各「推進分野」に関連するSDGsのゴールを表示しています。
- 各「推進分野」における「目指す姿」の実現に直結する目標として「環境指標」を設定しています。
- 「環境指標」の向上につなげるための指標として「主な取り組みと指標」を示しています。「取組指標」の「基準値」や「目標値」については社会情勢や業務の進捗状況等により必要に応じて見直しを行うため資料編に記載しています。

# 施策1

# 豊かな自然と生物多様性を保全する

## 推進分野 1

## 多様な生物の保全と外来種対策



### (1) 現状と課題

本市では、平成 22 (2010) 年に設定した「環境指標の森」をはじめ、河川や池沼、農地などの豊かな自然があり、多様な生態系を確認することができます。これらの自然は、自然観察会等で活用されているほか、「環境指標の森」では、定期的なモニタリング調査を実施しています。調査結果を環境学習等に活用しやすくするためには、指標種を設定し、モニタリングの際に生息状況の確認をしていく必要があります。

近年、市内各地からアライグマ、オオキンケイギクなどの特定外来生物の目撃情報が寄せられており、農作物被害のほか、生態系への影響が懸念されています。

実際に、平成 30 (2018) 年にはアライグマによるニホンシガメ (福岡県 RDB2014: 絶滅危惧Ⅱ類) への食害が確認されており、生息状況の把握と計画的な防除が求められています。



アライグマに前足を食べられたクサガメ (環境課撮影)

令和 5 (2023) 年度に実施したまちづくりアンケートによると、「生物多様性」(※<sup>1</sup>) という言葉の認知度は 29.2%と低く、認知度向上と重要性の浸透が課題となっています。「生物多様性国家戦略 2023-2030」では、5つの基本戦略の目標としてネイチャーポジティブ(※<sup>2</sup>) を掲げており、市においては私たちの生活が生物多様性と大きく関わっていることを認識し、自然や生態系を守る行動や外来種対策につながる行動をとってもらえるよう、より身近で取り組みやすい情報を工夫して発信していく必要があります。



※<sup>1</sup> 生物多様性とは、生きものたちの豊かな個性とつながりのこと。地球上の生きものは 40 億年という長い歴史の中で、さまざまな環境に適応して進化し、3,000 万種ともいわれる多様な生きものが生まれました。これらの生命は一つひとつに個性があり、全て直接に、間接的に支えあって生きています。生物多様性条約では、生態系の多様性・種の多様性・遺伝子の多様性という 3つのレベルで多様性があるとされています。(環境省ホームページより引用)

※<sup>2</sup>ネイチャーポジティブとは日本語訳で「自然再興」といい、「自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させる」ことを指します。今の地球は過去1,000万年間の平均と比べて10倍～100倍もの速度で生物が絶滅していくなど、いわゆるマイナスの状態にあります。この状況から、これまでの自然環境保全の取り組みだけでなく、経済から社会、政治、技術までの全てにまたがって改善を促していくことで、自然が豊かになっていくプラスの状態にしていこうというのがネイチャーポジティブの趣旨です。（環境省ホームページより引用）

## （2）関連データ

・本市に生息する特定外来生物（環境課のモニタリング調査より）

分類	種名
哺乳類	アライグマ ※防除計画に基づく防除を実施
鳥類	ソウシチョウ
両生類	ウシガエル
爬虫類	ミシシippアカミミガメ（ミドリガメ）
植物	オオキンケイギク、オオフサモ



▲オオキンケイギク ▲民家に出没したアライグマ ▲ミシシippアカミミガメ ▲ウシガエル  
 （左側2枚：環境課撮影） （右側2枚：一般社団法人まほろば自然学校提供）

・本市に生息する希少生物

（環境課のモニタリング調査及び福岡県レッドデータブック2011、2014参照）

分類	種名
鳥類	アオバズク、コサメビタキ、センダイムシクイ、チュウサギ、ハチクマ 等
両生類	アカハライモリ、ニホンアカガエル、トノサマガエル、ヤマアカガエル 等
魚類	ヤマトシマドジョウ
昆虫類	アオハダトンボ、アカシジミ、キイトトンボ、ミズカマキリ 等
植物	エヒメアヤメ、カラタチバナ、ケンポナシ、サザンカ、シラン 等



▲ニホンアカガエル ▲キイトトンボ ▲エヒメアヤメ ▲コサメビタキ  
 （一般社団法人まほろば自然学校提供）（環境課撮影） （環境課撮影） （日本野鳥の会福岡支部提供）

・市内の代表的な自然環境（環境指標の森）

設定地点	概要	写真
<p>天拝の森</p>	<p>天拝山歴史自然公園の周辺を指し、植物の種類も多く、水辺もあるため鳥や昆虫の宝庫です。公園内には、駐車場やトイレもあり、天拝山の登山口になっています。</p>	
<p>（鳥類）ハクセキレイ、ヒヨドリ、ウグイス、コゲラ、ホトトギス、ツバメ、ルリビタキなど</p>		
<p>平等寺彩りの森</p>	<p>平成10年から「ちくしの森林ボランティアの会」を中心に植林や間伐などの活動を行っている森です。野鳥観察や里山の景観などを楽しみながら森林散策ができます。</p>	
<p>（ほ乳類）コウベモグラ、（は虫類）カナヘビ、（昆虫類）アキアカネ、（鳥類）コゲラなど</p>		
<p>宝満川上中流域</p>	<p>宝満山に源流がある一級河川の宝満川は筑紫野市の中央を流れています。水生生物や植物が非常に豊かな川で、親子で川遊びをするには絶好の場所です。</p>	
<p>（魚類）タカハヤ、ヨシノボリ、オイカワ、カマツカ、ドンコ、カジカ、シマドジョウなど</p>		
<p>筑紫歴史の森</p>	<p>平安時代までさかのぼる歴史のある筑紫神社や約1400年前につくられた五郎山古墳周辺にあり、歴史と自然が感じられる場所です。さまざまな植物や生きものたちが見られ、街中にあることもあり家族で気軽に散策することができます。</p>	
<p>（樹木）イチイガシ、クスノキ、ヤブツバキ、オガタマノキ、（昆虫類）クロヒカゲなど</p>		
<p>山家宝満宮の森</p>	<p>山家宝満宮の鎮守の森として守られてきた場所で、さまざまな樹木が宝満宮を取り囲んでいます。神聖な空気の中で、そこに集まるチョウや鳥たちなどと出会うことができます。</p>	
<p>（ほ乳類）アカネズミ、イタチ、（は虫類）シマヘビ、（昆虫類）ムラサキシジミなど</p>		
<p>宮地岳</p>	<p>山家地区と御笠地区にまたがる宮地岳は、多くの鳥やほ乳類たちがその豊かな自然の中で生息しています。標高338.9メートルの登山道を歩きながら、自然を感じることができます。</p>	
<p>（ほ乳類）ムササビ、タヌキ、（は虫類）トカゲ、（両生類）タゴガエル、（鳥類）キジなど</p>		

## 目指す姿

外来種の防除と希少生物の保護が適切に行われ、生態系が守られています。

環境指標	基準値(令和元年度)	目標値(令和14年度)
まちづくりアンケートにて、「生物多様性」という言葉を知っていると回答した市民の割合(%)	25.0%	50%以上
「環境指標の森」の指標種 <sup>※</sup> の発見割合(%)	未実施	100%

※「環境指標の森」内で確認された生きもののうち、希少性や各「環境指標の森」の自然的形態を表すことなどを基準に選定された生物種。モニタリングを行い、生息状況を確認する。

## 主な取り組みと指標

## 自然環境の調査による生態系の保全

モニタリング調査によるデータの蓄積と経年変化の把握を行うとともに、確認された希少な野生動植物について保全対策を講じます。

**取組指標** 「環境指標の森」モニタリングの実施回数(回)

## 侵略的な外来種の防除

侵略的な外来種による生態系等への影響を小さくするため、防除計画に基づいた特定外来生物の捕獲、駆除に取り組みます。特に県において優先防除対象種に選定されているアライグマの防除に取り組みます。

**取組指標** アライグマ防除従事者の人数(人) ※福岡県の防除計画による

## 生物多様性に関する情報の発信

生物多様性の保全や外来種対策の重要性について市民の認知度を向上させるため、これらに関する情報を発信します。

**取組指標** 生物多様性に関する広報、SNS等での啓発数(回)  
生物多様性に関する講座の参加者数(人)

(1) 現状と課題

自然環境の保全を進めるためには、自然の魅力を知ってもらうことが重要です。これまで、市内の自然を紹介する「自然観察ガイドブック」の発行や、小中学生対象の自然風景の絵画コンクールなどを実施しており、今後も、より多くの市民に自然への興味、関心をもってもらうため、啓発や情報発信を行うことが重要です。

自然とふれあう機会を提供するため、市の主催で自然観察会や野鳥観察会等を開催しています。長きにわたり開催されている講座もあることから、広くたくさんの市民に参加してもらうためにも、市民のニーズを把握することに加え、必要に応じて講座内容を見直していくことが必要です。

環境学習、自然体験の場を継続して提供するためには、行政が主催する講座だけでなく、地域およびNPO主催での自然観察会開催などを推進していく必要があります。

すでにコミュニティ単位で講座が行われている地域もありますが、環境学習が地域で広がっていくためには、地域と連携し、事業の担い手となる人材を発掘・育成していくことが重要な課題となっています。

(2) 関連データ



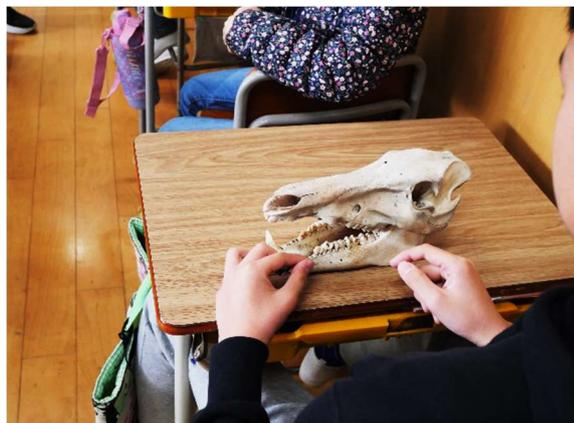
▲市主催の自然観察会の様子



▲観察会の様子をまとめた動画を配信 (YouTube)



▲環境出前講座の様子 (川の生き物の観察)



▲ (本物の動物の骨をさわる様子)

## 目指す姿

市内の自然の魅力が発信され、自然とふれあう場、機会が確保されています。

環境指標	基準値(令和元年度)	目標値(令和14年度)
自然観察会、出前講座の内容に満足している市民の割合(%)	—	100%
まちづくりアンケート※にて、次の項目に満足していると回答した市民の割合(%)		
①森林とのふれあい	35.9%	41%
②川や水辺とのふれあい	22.1%	28%
③野鳥や昆虫とのふれあい	24.0%	30%

※「筑紫野市総合計画」における目標値の達成状況を把握し、まちづくりに活用することを目的として、市民3,000人を対象として毎年実施しているアンケート。

## 主な取り組みと指標

## 自然環境に関する啓発と情報の発信

市内の自然の魅力を伝え、興味・関心を高めるため、自然環境に関する情報を発信します。

**取組指標** 自然環境に関する広報、SNS等での啓発数(回)

## 自然とのふれあいの場の提供

市民のニーズに合わせて、自然観察会などのイベントを通じて自然とふれあう機会を提供します。

**取組指標** 自然環境学習の参加者数(人)  
環境課出前講座(テーマ:自然環境)を実施した小学校数(校)

## 環境学習分野の人材育成

自然とふれあう機会を継続して提供するために、人材育成を目的として、担い手となる人材や団体と連携して継続的に事業に取り組みます。

**取組指標** 地域団体や学校等と連携して事業を実施した回数(回)

(1) 現状と課題

市内の経営耕地面積、農家数は減少傾向にあり、耕作放棄地の増加が懸念されます。農地の保全は、生物多様性を維持する上でも重要な課題であり、休耕地の増加は獣害の増加にもつながることから、様々な観点から休耕地対策を進めていく必要があります。

新規就農者を増やすためには農地の確保や元手となる資金の支援が必要ですが、生産性や立地など、条件の良い貸付希望農地が少ない現状があり、関係組織が連携して支援を行うことが求められます。また、既存の農業者に対しても、農業者が継続して農業を営むため、現在行っている補助事業等を今後も継続し、設備導入、補助金の交付など、ソフト、ハードの両面からの支援が必要です。

有害鳥獣による被害については、年によって増減があるものの、農作物や樹木への被害が続いていることから、今後も有害鳥獣駆除班による捕獲、追い払いなどの対策が必要となっています。

高度経済成長期等に植栽された人工林が大きく育ち、木材として利用可能な時期になっているものの、林業の担い手不足や事業基盤の整備不足から適切な管理がなされていない私有林が多くあります。

管理が行き届かない森林では、災害発生リスクの増大などが懸念されることから、令和元年に施行された「森林経営管理法」に基づき、森林経営管理制度を活用した健全な管理体制の構築が求められています。

メガソーラーなどの大規模な開発等が行われる場合は、関係法令に基づいた環境配慮を求めることで、既存の地形や植生、生きものに配慮し、自然環境を保全していくことが必要です。特に山林は豪雨による住宅被害を防ぐ役割など、水循環の上でも貴重な資源となることから、乱開発による自然破壊が行われることがないように対応していきます。

(2) 関連データ

・ 経営耕地面積、農家数の変化（出典：令和4年版筑紫野市統計書）



## 目指す姿

森林や農地が適切に管理され、野生生物と共存する里地里山の風景が維持されています。

環境指標	基準値(令和元年度)	目標値(令和14年度)
まちづくりアンケートにて、「市内の自然環境」に満足していると回答した市民の割合(%)	48.3%	52%

## 主な取り組みと指標

## 農業者の支援による里地里山の保全

多様な生物のすみかとなる農地等を保全するため、農業者が継続して農業を営めるよう支援を行います。

## 取組指標

担い手農家に集約されている農地面積の割合(%)

新規就農者数(人)

## 有害鳥獣の頭数管理・駆除

自衛のための罠による捕獲を推奨するとともに、駆除班による追い払い等を実施し、増え過ぎた有害鳥獣の適正管理対策を行います。

## 取組指標

有害鳥獣の捕獲頭数(頭)

## 森林の適切な管理

森林の公益的機能を保つため、市有林の適切な経営管理を行い、私有林についても、森林経営管理制度に基づいた取り組みを行います。

## 取組指標

適切に管理されている人工林の割合(%)

荒廃森林再生事業の実施面積(ha)

## 施策 2

# 廃棄物の減量と適正処理を推進する

### 推進分野1

### ごみ減量とリサイクルの推進



#### (1) 現状と課題

ごみの減量を推進するためには、ごみの排出を抑制することはもちろんのこと、正しく分別しリサイクルすることが大切であり、市民・事業者の意識的な行動が必要不可欠です。

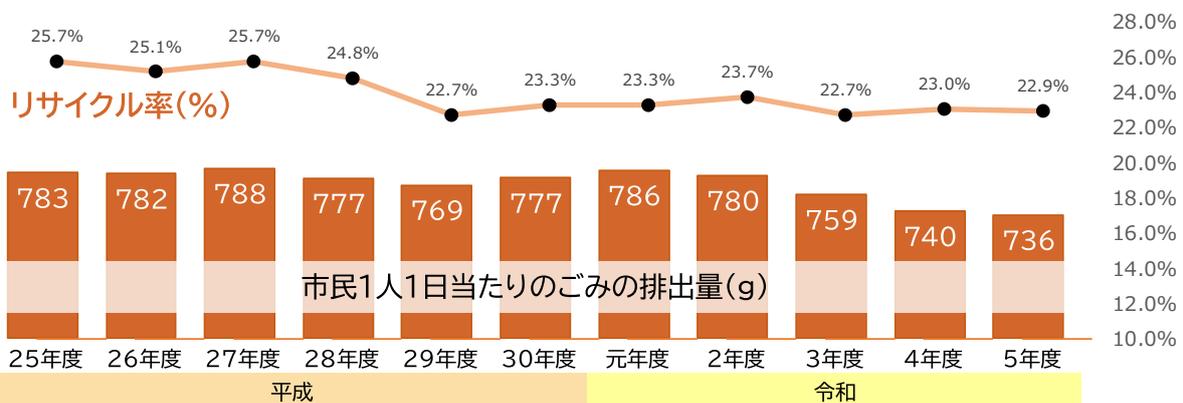
本市では、ごみの出し方、収集日を掲載した「家庭ごみの出し方」を毎年配布しているほか、広報やホームページなどを活用した啓発を行っています。また、市職員によるごみの分別に関する出前講座を行政区や学校などで行っており、今後も情報発信の方法を工夫するなど、市民・事業者のごみ減量等に関する意識の向上を図っていく必要があります。

本市の可燃ごみ（家庭、事業所から排出されたものを合算）は半分以上が紙・布類であり、家庭ごみでは、リサイクルを推進するために、自治会や子ども会等の地域団体による集団回収の情報を発信し、資源化できるごみ出し方法の認知度を向上させることが必要です。事業系ごみは市ホームページや広報誌により啓発を行うとともに、「ごみ減量・リサイクル協力店」の認定制度などを通じて、事業者全体のごみ減量意識の向上を図っていくことが必要です。

現在、社会問題となっている食品ロスについては、学校給食の残菜を減らす取り組みを継続するとともに、家庭や事業所で取り入れやすい取り組みを啓発していくことが必要です。また、プラスチックごみについては、プラスチック資源循環促進法にもとづき、県内周辺市町村の動向を注視しつつ、取り組みを進めていくことが重要です。

#### (2) 関連データ

・市民1人1日あたりのごみ排出量とリサイクル率の推移（データ提供：環境課）



## 目指す姿

啓発によって、ごみの排出抑制、分別が徹底され、ごみが可能な限りリサイクルされています。

環境指標	基準値(令和4年度)	目標値(令和14年度)
市民1人1日当たりのごみの排出量(g) ※家庭、事業系のごみの総量で集計	742.32g	731g
【参考】市民1人1日当たりの家庭ごみの排出量(g)	531.18g	505g
ごみの資源化率(%)	23.0%	28.0%

## 主な取り組みと指標

## 家庭ごみの排出抑制と分別の徹底化

出前講座や教育の場等で啓発を行い、ごみの排出抑制と分別徹底化の推進を行います。

## 取組指標

ごみの分別に関する出前講座の開催数(回)

環境教育副読本のごみに関するページの活用率(%)

## ごみのリサイクルの促進

資源ごみの分類、回収方法を情報発信し、資源化できるごみ出し方法の認知度を向上させることでリサイクルを促進します。

## 取組指標

分別間違いの割合(%)

家庭から排出される市民1人1日当たりのごみの排出量(g)

## プラスチックごみの発生抑制

マイバッグ、マイボトルの推奨やワンウェイプラスチック製品の使用を控えるなど、プラスチックごみ問題に関する取り組みをイベントやSNSなどで啓発し、プラスチックごみの削減を図ります。

## 取組指標

プラスチックごみ削減にかかる啓発(回)



### (1) 現状と課題

廃棄物を適正に処理するためには、容器包装リサイクル法、家電リサイクル法等、廃棄物の処理に関する各種法令や本市「一般廃棄物処理基本計画」のもと、市民・事業者に適正なごみの分別をしてもらうことが重要です。

正しい分別方法を浸透させるため、今後も引き続きホームページなどでの情報発信や地域と協力した啓発を行いながら、SNSなどの新たな媒体を活用しながら、適宜情報発信を検討していく必要があります。

無許可業者による家電等の廃棄物の回収が散見されており、不法投棄や不適正な処理による有害物質の放出、火災の発生などが懸念されます。このような事態を未然に防ぐため、関係機関と協力した無許可業者への指導や不法投棄防止のパトロール、監視カメラを設置するなど、不法投棄がされにくい環境づくりを進めていかなければなりません。

近年、台風や大雨などの災害の長期化や大規模化に伴い、災害廃棄物の発生リスクが高まっています。国の「災害廃棄物対策指針」では、都道府県および市町村で災害時に備えた「災害廃棄物処理計画」を策定することが定められており、本市では令和5（2023）年度に「筑紫野市災害廃棄物処理計画」を策定しました。

### (2) 関連データ

- ・不法投棄監視パトロールを行い、監視テープを巻いた様子(環境課撮影)



## 目指す姿

計画的な廃棄物処理が行われ、不適正な処理をされる廃棄物がなくなっています。

環境指標	基準値(令和元年度)	目標値(令和14年度)
まちづくりアンケートにて、「廃棄物やりサイクルの取り組み」に満足していると回答した市民の割合(%)	35.6%	40%

## 主な取り組みと指標

## 計画に基づく廃棄物の適正な処理

「一般廃棄物処理基本計画」に基づき、廃棄物を適正に処理します。

## 不法投棄対策の強化

ポイ捨てを含む不法投棄を誘発しないよう、関係機関と連携し、巡回パトロールを徹底するなど、不法投棄対策を強化します

**取組指標** 不法投棄に関するパトロール回数(回)

## 不適正な処理に対する指導

不法投棄や不適切なごみ袋での投棄が発見された場合、指導を徹底します。

**取組指標** 不法投棄などの不適切なごみの処理が発見・通報された件数(件)

## 施策 3

# 地球温暖化対策と気候変動適応策を推進する

※本計画は、「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」と「気候変動適応計画」を包含しています。両計画については、第4章に掲載しています。

### 推進分野1

### 省エネルギー施策の普及・啓発



#### (1) 現状と課題

本市では、平成24（2012）年度に「筑紫野市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定し、市民、事業者、市それぞれの取り組みを定め、啓発等を行ってきました。市域の二酸化炭素排出量は「第二次筑紫野市環境基本計画」の目標を達成していますが、将来的なカーボンニュートラルの実現に向けて、市民の行動変容を促すデコ活をはじめ、各種新エネルギー設備普及事業等の補助金、福岡県等による事業者を対象とした省エネルギー講座やイベントなど、省エネ・脱炭素の周知啓発等を更に進めていく必要があります。

市の行う事務や事業については、「筑紫野市役所 環境にやさしい行動計画」に基づき、環境負荷の低減に努めています。推進体制として、市職員で構成された「環境にやさしい行動推進会議」を設置し、クールビズの呼びかけや庁内啓発冊子の発行など、職員の意識向上に努めていますが、省エネ効果の高い設備の導入などには課題が残る状況です。令和3（2021）年10月に閣議決定された「地球温暖化対策計画」では、令和12（2030）年までに46%の温室効果ガスを削減すること、更に50%の高みに向けて挑戦することが掲げられており、本市においても、率先して設備運用面等の改善を図っていく必要があります。

小中学校においては、市が作成した「環境教育副読本」を、小学4年生を対象に配付し、ごみや地球温暖化に関する学びを深めているほか、校区、区域の特徴を活かした独自の取り組みが行われています。保育所でも同様に、資源を大切にする、ごみを分別するなど、身近な分野から環境にやさしい行動を学ぶ時間を設けており、子どもたちの学びをきっかけに、家庭での取り組みの実践が期待されます。



▲保育所の環境学習  
（写真提供：街道保育所）

※関連データは第4章「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）及び気候変動適応計画」を参照

## 目指す姿

地球温暖化等の啓発や環境学習によって、市民、事業者の省エネルギーに対する意識が向上しています。

環境指標	基準値	目標値
市内全体のCO <sub>2</sub> 排出量(t-CO <sub>2</sub> )	1,217千t-CO <sub>2</sub> (平成25年度)	368千t-CO <sub>2</sub> (令和12年度)
公共施設のCO <sub>2</sub> 排出量(t-CO <sub>2</sub> )	4,119t-CO <sub>2</sub> (令和元年度)	3,917t-CO <sub>2</sub> (令和7年度)

## 主な取り組みと指標

## 情報提供等による省エネ行動の促進

市民・事業者による環境にやさしい行動の確実な実行を目指して、講座の開催や情報の発信を行います。

## 取組指標

事業者を対象とした脱炭素、省エネルギーにかかる啓発回数(回)  
デコ活にかかる広報(回)

## 市事業における省エネルギー化の推進

市の事業において、環境にやさしい行動を実行します。

## 取組指標

「筑紫野市役所環境にやさしい行動計画パートV」の項目別目標達成割合(%)  
住宅改修工事等補助金の補助件数(件)

## 保育所、小中学校における環境学習

地球環境保全に取り組む子ども達を育み、家庭での環境配慮行動の実践につなげます。

## 取組指標

親子や子どもを対象とした講座で地球温暖化の啓発を行った回数(回)

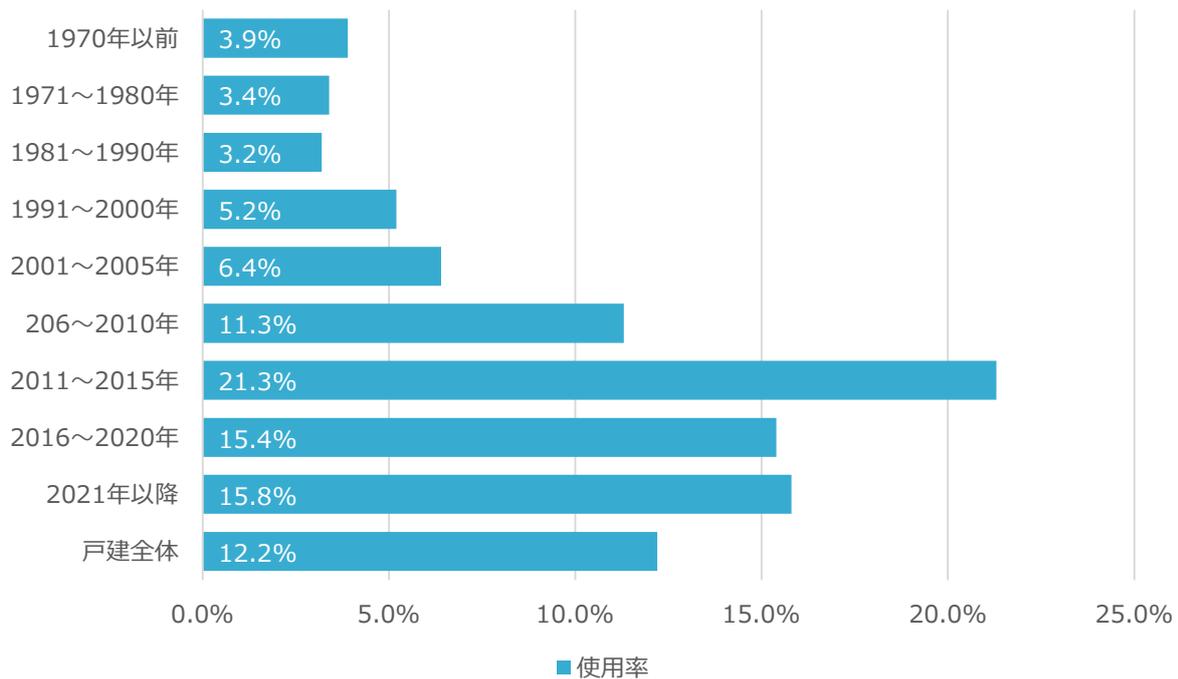
(1) 現状と課題

「第二次筑紫野市環境基本計画」の成果指標となっていた太陽光発電設備補助事業の件数は、目標値を達成しました。また、環境省が令和5（2023）年度に発表した「令和4年度家庭部門のCO<sub>2</sub>排出実態統計調査の結果（確報値）資料編」によると、日本全体では戸建住宅で太陽光発電システムを使用している世帯の割合は12.2%となっており、建築時期が近年になるにつれて使用率が増加している傾向がみられることから、本市の補助事業もさらなる設備導入の促進を図ります。

本市では、民間事業者が運行する鉄道や路線バスのほか、「市コミュニティバス『つくし号』」や「御笠自治会バス」、「カミーリヤ巡回福祉バス」を運行しています。これらの公共交通の利用を促進することは、自家用車の利用抑制につながり、温室効果ガスの排出削減にも寄与することから、今後も市民の積極的な利用促進に努めます。

(2) 関連データ

- ・ 建築時期別太陽光発電システムの使用率（戸建）



出典：環境省「家庭部門のCO<sub>2</sub>排出実態統計調査」

## 目指す姿

再生可能エネルギーの普及が進み、エネルギー源の分散化が推進されています。また、公共交通網が活用され、マイカー利用が抑制されています。

環境指標	基準値(令和元年度)	目標値(令和14年度)
まちづくりアンケート「環境にやさしい生活様式」の取り組み項目数の平均値(項目数)	5.3項目	7.4項目

## 主な取り組みと指標

## 再生可能エネルギー設備の導入推進

公共施設への再生可能エネルギー設備と、環境に配慮した公用車の導入を推進します。

## 取組指標

環境に配慮した公用車の導入率(%)  
公共施設の再生可能エネルギー導入状況(kW)

## 家庭への再生可能エネルギーの導入促進

家庭でのCO<sub>2</sub>排出を抑制するため、再生可能エネルギー設備の設置を補助します。

## 取組指標

エコエネルギー導入促進補助金の交付件数(件)

## 公共交通の利用促進

自家用車等から排出される温室効果ガスの抑制のため、公共交通の利用促進に努めます。

## 取組指標

コミュニティバス等利用者数(人)



▲コミュニティバス(つくし号)(写真提供:企画政策課)

(1) 現状と課題

近年、気温の上昇や大雨の頻度の増加などによる大規模な災害が起こっています。そして、この傾向は今後、長期にわたり拡大するおそれがあるとされています。本市では、防災に関する講座が行政区やコミュニティの単位で定期的に行われており、災害への備えに関する意識が高まっています。

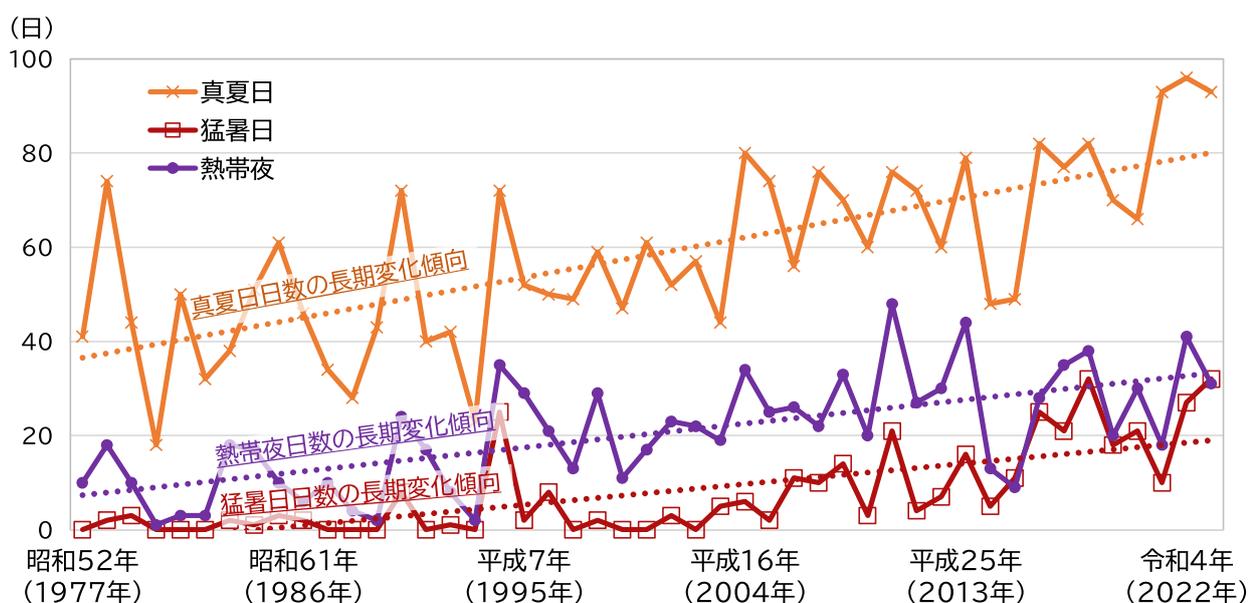
平成 27 (2015) 年に採択されたパリ協定は、地球温暖化対策に加え、気候変動適応に取り組むことを目的としており、平成 30 (2018) 年度に公布、施行された「気候変動適応法」に合わせ、県でも「福岡県地球温暖化対策実行計画」が地域気候変動適応計画として位置づけられました。本市に最も近い太宰府観測所では、夏季の真夏日、猛暑日、熱帯夜は増加傾向にあり、豪雨や大型台風による土砂災害が懸念されています。災害による被害が起こった場合には、再度災害防止のための原形復旧工事、改良復旧工事が求められます。

気候変動適応は新しい考え方であるため、まずは熱中症予防や防災出前講座、農業者への情報提供、教育現場での行事調整などの既存の取り組みを活かし、気候変動への適応の考え方に関する認知度を向上させる必要があります。

特に令和 6 (2024) 年 4 月に改正された「気候変動適応法」では、主に熱中症対策について関係機関等と広く連携し対応していく方針が示されており、クーリングシェルターをはじめとした熱中症対策事業については、民間事業所も含めて事業を推進していく必要があります。

(2) 関連データ

・真夏日、猛暑日、熱帯夜の推移【太宰府観測所】(出典・気象庁データ)



## 目指す姿

「気候変動への適応」という考え方が浸透し、日常生活の中で、適応策が講じられています。

環境指標	基準値(令和元年度)	目標値(令和14年度)
まちづくりアンケート「家庭で行っている防災対策」の項目数(平均)	2.7項目	4.0項目
まちづくりアンケートにて、「環境にやさしい行動」のうち、「気候に応じた適切な冷暖房の使用」に努めていると回答した市民の割合(%)	実施せず	54%

## 主な取り組みと指標

## 市民、事業者に対する気候変動適応策の周知

市民・事業者に対し、防災や熱中症予防等の気候変動適応策を周知します。

取組指標	防災訓練および学習会を実施した自主防災組織の割合(%)
	気候変動に関する広報、SNS等での啓発数(回)
	熱中症予防啓発数(回)
	防災に関する出前講座の開催数(回)

## 再度災害※ 防止のための災害復旧工事

自然環境に配慮しつつ、再度災害防止の観点から、森林の管理や河川の復旧工事を行います。

※災害復旧が完了した箇所で、災害（一次災害）が起こった同等の規模の自然外力（台風、豪雨など）により再び起こる災害

## 施策4

# 良好な生活環境を形成する

### 推進分野1

### 住みよい生活環境の確保



#### (1) 現状と課題

本市では、定期的な環境調査として、公共用水域の水質調査、自動車騒音常時監視を行っています。公共用水域の水質に関しては、概ね環境基準を達成している状況です。自動車騒音に関しては、一部の区間において近年環境基準を超過していましたが、直近の調査では、環境基準を達成しています。今後も引き続き現況把握し、結果を公表するとともに、基準値超過の項目については必要に応じて関係機関と連携し対応していきます。

近年、福岡県内では、春先などの光化学オキシダントやPM2.5の数値が高くなる季節に測定値が環境基準を上回る地点が見られます。本市では、光化学オキシダント警報の発令に備え、関係部署間の体制を整備しているほか、市ホームページで光化学オキシダントやPM2.5に関する注意喚起を行っています。

産業廃棄物最終処分場については、周辺環境の調査や、福岡県と連携した監視を継続していく必要があります。

#### (2) 関連データ

・公共用水域の水質調査結果の推移（生物化学的酸素要求量（BOD75%値））

	基準値	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
鷺田川橋口橋	3以下	0.5	0.6	0.6	0.9	0.5
宝満川岩本橋	2以下	0.5	0.6			
桜木川四反田橋	3以下			0.5	1.3	0.6
原川岩本新橋	2以下	0.5	0.5	0.9	0.8	0.5
宝満川宝満橋	3以下	0.8	0.7	0.9	1.6	1.2
宝満川土島橋	3以下	0.7	0.7	1.1	1.3	1.4
宝満川樟橋	3以下	0.6	0.9	0.9	1.8	0.8
山口川永岡橋	3以下	0.5	0.6	0.8	1.1	0.5
山家川間片橋	3以下	0.6	0.8	0.7	2.0	0.9
山家川若宮橋	3以下	0.8	0.7	0.9	1.2	1.1
山家川小古野橋	3以下	0.5	0.6	0.5	1.5	0.7

単位:mg/L

データ提供：環境課

## 目指す姿

騒音や振動等が少ない、住みよい生活環境が維持されています。

環境指標	基準値(令和元年度)	目標値(令和14年度)
光化学オキシダント警報および注意報の発令状況	発令なし	発令なし
まちづくりアンケートにて、次の項目に満足していると回答した市民の割合(%)		
①居住地区の空気のさわやかさ	41.1%	45%
②居住地区周辺の静けさ	42.2%	46%
③河川の水のきれいさ	30.0%	35%

## 主な取り組みと指標

## 騒音、水質等の定期調査

道路の自動車騒音、河川、地下水の水質等の定期観測を継続し、生活環境の現況を把握します。

## 取組指標

公共用水域水質調査の測定値(基準値超過の有無)

自動車道路騒音調査の測定値(基準値超過の有無)

## 騒音、振動に配慮した公共工事の実施

「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」等のガイドラインに基づき、市が行う事業が公害の発生源とならないよう配慮します。

## 下水道の適切な維持管理

下水道の普及率および水洗化率の向上を推進します。

## 取組指標

下水道普及率(公共下水道・農業集落排水)(%)

水洗化率(公共下水道・農業集落排水)(%)

(1) 現状と課題

法体系に基づく公害の分類を「典型7公害（大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下および悪臭）」といい、これらは定義や環境基準が明確化されています。本市には、年間120～150件程度の生活環境に関する相談が寄せられていますが、昨今、これまでの公害の定義に当てはまらない相談件数が増えており、法規制の対象からも外れることから、解決が容易でないケースが見られるようになってきました。

近年、野良猫による糞尿や鳴き声に関する相談が多くなっています。無責任な餌やりにより野良猫が増え、近隣の住民が被害を受けるという相談がある一方で、この問題を地域課題としてとらえ、解決を検討する住民からの相談も寄せられています。市では、これらの問題の根本的解決の手段となる「地域猫活動」を推進しています。地域猫活動によって野良猫を減らすことは、公衆衛生、動物愛護等の様々な分野に良い影響をもたらすことにつながります。地域猫活動を広めていくためには、ボランティアとなる人材の確保、金銭的負担の大きい猫の不妊去勢手術費用の捻出など、課題が多くあり、効果的な支援策を検討していく必要があります。

市内でも空地や空家が増加しており、隣家の住民を中心とした相談が増加しています。所有地の管理が不十分であると、美観を損なうだけではなく、野生動物による被害や犯罪、火災の原因となるおそれがあります。しかし、所有者が不明となっている土地や空家もあり、管理の要請が困難な案件も出てきています。空家に関しては、「筑紫野市空家等対策計画」に基づき、現状の把握と所有者への適切な管理を促すほか、空家を活用する取り組みなども必要です。

「第二次筑紫野市環境基本計画」の成果指標である「地域清掃参加者数」は目標値を達成しており、地域住民が参加する行事として定着していると考えられます。協働推進体制を継続するため市民の手で生活環境を保全する取り組みを支援します。

(2) 関連データ



▲地域猫活動の様子（写真提供：環境課）



▲空地に繁茂した雑草（写真提供：環境課）

## 目指す姿

市民モラルが高い水準で保たれ、快適に過ごすことのできる居住環境になっています。

環境指標	基準値(令和元年度)	目標値(令和14年度)
まちづくりアンケートにて、次の項目に「そう思う」または「満足している」と回答した市民の割合(%)		
①周辺の環境が清潔で衛生的である(そう思うと回答した割合)	88.0%	95%
②市民の環境に関するモラル(満足していると回答した割合)	19.0%	25%

## 主な取り組みと指標

## 市民生活に身近な生きものに関する地域解決力の向上

ペットのしつけに関するモラル向上の啓発に加え、地域猫活動を推進し、地域住民間でのトラブル軽減を目指します。

**取組指標** ペット、小動物に関する苦情・トラブル・事故件数(件)

## 生活環境に関する問題の軽減

騒音、振動、その他、光害や香害などの問題の軽減、および所有地・空き家の適正管理などに関する啓発を行います。

**取組指標** 公害の苦情及び相談件数(騒音・振動、悪臭等)(件)  
所有地の管理に関する相談件数(件)  
生活環境に関する広報、SNSでの啓発数(回)

## 市民による地域清掃等の支援

地域の特色に応じた地域清掃等の環境保全活動を支援していきます。

**取組指標** ごみゼロ運動の参加者数(人)

### (1) 現状と課題

快適な都市空間を整備するためには、地域の特性に応じた秩序あるまちづくりが必要です。地域別の課題に対応したまちづくりの方針を定めるものとして、市では、平成28(2016)年に「第二次筑紫野市都市計画マスタープラン」を策定しています。

この計画では、コミュニティごとに特性と課題を把握し、課題に応じた目標と基本的方向を定めているほか、土地利用の分野別の全体構想などについて記載されています。都市整備にあたっては、この計画の方針に従って進めていくことが重要です。

公園や街路樹の緑は、景観の向上や環境保全をはじめ生活に潤いを与えてくれるものですが、植栽から長期間が経過し、大径化・衰弱化しているものが見られます。特に樹木については、落ち葉が側溝に詰まり大雨時に溢水の原因となることや、台風時に倒れるおそれがあることに加え、外来緑化植物を植樹することによる生態系への影響も考えられます。植樹の際には、落葉が少ない樹木を選定した上で、その地域に合った植物を優先し、外来緑化植物を選定する場合は、侵略性のないものを選ぶなど、環境面と安全面を両立させていく必要があります。

城跡や古墳などの遺跡、天然記念物などの文化財は、都市空間を形成する上で地域の唯一無二の魅力となる、なくてはならないものです。これらの文化財を保存、活用し、魅力あるまちづくりを進めていくことが必要です。

### (2) 関連データ



▲都市の中の公園と文化財（五郎山古墳）

市内では、都市の中でも緑や歴史と親しむことができる「五郎山公園と五郎山古墳」をはじめとした、貴重な文化財に触れることができます。(写真提供：文化財課)

## 目指す姿

快適さと緑、歴史・文化が共生する、魅力あふれる都市空間が整備されています。

環境指標	基準値(令和元年度)	目標値(令和14年度)
まちづくりアンケートにて、次の項目に満足していると回答した市民の割合(%)		
①公園の施設や設備	16.7%	22%
②居住地区のまちなみ景観	32.3%	37%
③周辺地域の自然景観	36.7%	41%
④歴史や伝統に関するまちの雰囲気	26.8%	33%

## 主な取り組みと指標

## 都市計画に基づく土地利用の推進

地域の特性に応じたまちづくりのため、都市計画に基づいた土地利用を進め、開発行為の指導を行います。

## 公共施設における樹木等の適正管理

地域の公園、街路樹や公共施設の緑地の適正な管理によって、良好な都市景観の形成に努めます。

**取組指標** 公園の樹木や街路樹に関する相談件数(件)

## 文化財の保存、活用

文化財を保存・活用することで、地域の歴史、文化財を活かした魅力あるまちづくりを行います。

**取組指標** 市民が触れることができるよう整備活用されている史跡等の数(箇所)



## 第4章

# 筑紫野市地球温暖化対策 実行計画（区域施策編）

## および

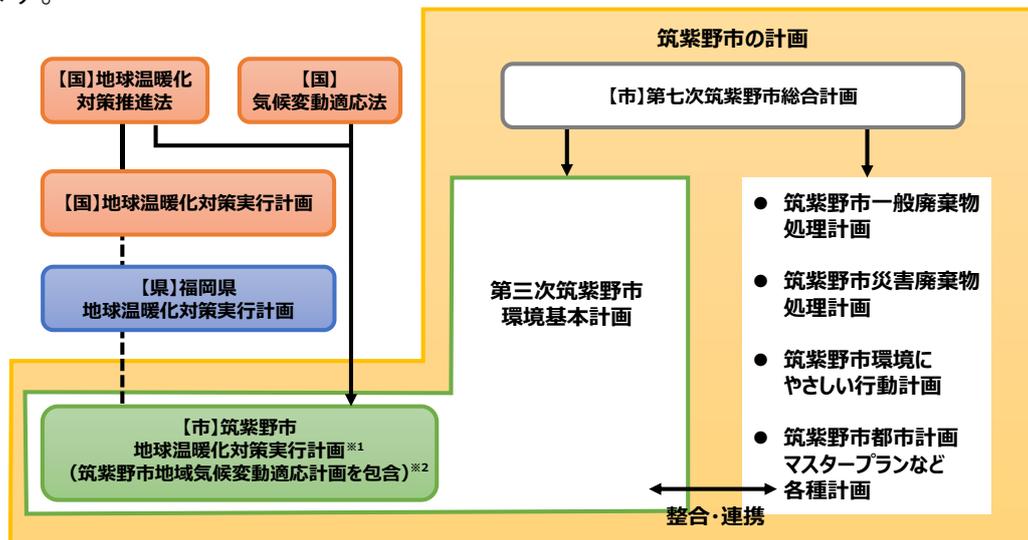
# 気候変動適応計画

# 第4章 筑紫野市地球温暖化対策実行計画 (区域施策編) および気候変動適応計画

## 1 地球温暖化対策実行計画の基本的事項

### (1) 計画の位置付け

本計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条第3項に基づく「筑紫野市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」（以下、「区域施策編」という。）であり、「気候変動適応法」第12条に基づく「筑紫野市地域気候変動適応計画」（以下、「適応計画」という。）を包含します。



■ 筑紫野市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の位置付け

### (2) 計画の対象とする温室効果ガス

二酸化炭素をはじめ、代替フロン類、一酸化二窒素、メタン等の温室効果をもたらす気体のことを、「温室効果ガス」といいます。本計画の対象とする温室効果ガスは、平成25(2013)年度からの本市における温室効果ガス排出量の算定方法の変更に伴い、二酸化炭素とします。

### (3) 計画の対象範囲

本計画の対象とする範囲は、筑紫野市全域とします。

ただし、地球温暖化対策は、広域的な視点での対策も必要となるため、必要に応じて、国、福岡県や周辺自治体との連携も視野に入れたものとします。

## （４）計画の目標と期間

本計画において、削減目標の基準となる基準年度は、国が平成28（2016）年度に策定した「地球温暖化対策計画」に準じて、平成25（2013）年度とし、目標年度も同様に令和12（2030）年度とします。

なお、本市を取り巻く環境や社会の状況の変化等の必要に応じて、市民等の意見を反映させながら、施策や目標の見直しを行います。

## （５）計画見直しの趣旨

### ①気候変動を取り巻く現状

気候変動問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとされています。既に世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されています。

令和3（2021）年8月から令和4（2020）年にかけて順次公表された気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の第6次評価報告書では、人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がないこと、大気、海洋、雪氷圏及び生物圏で、広範囲かつ急速な変化が現れていること、気候システムの多くの変化（極端な高温や大雨の頻度と強度の増加、いくつかの地域での強い熱帯低気圧の割合の増加等）は、地球温暖化の進行に直接関係して拡大することなど、気候変動に関する最新の知見が示されています。

### ②国内外の動向

平成27（2015）年、パリで開催された第21回締約国会議（COP21）において採択されたパリ協定は、国際条約として初めて全ての国が参加する公平な合意で、令和2（2020）年以降の温室効果ガス排出削減等のための新たな国際枠組みとして「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」や「今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡」等を掲げています。続く平成30（2018）年にはIPCCの「1.5℃特別報告書」が公表されると、世界各国で2050年カーボンニュートラルを目標として掲げる動きが広がりました。

## ■気候変動に関する国内外の主な動き

令和3年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 「地球温暖化対策計画」の閣議決定</li> <li>■ 国連気候変動枠組条約第26回締約国会議（COP26）」イギリスのグラスゴーにて開催。1.5℃を目標とすることで合意されるとともに、最新の科学的知見に依拠しつつ、今世紀半ばのカーボンニュートラル及びその通過点である令和12年に向けて野心的な気候変動対策を締約国に求める</li> <li>■ 「福岡県環境総合ビジョン（第五次福岡県環境総合基本計画）」の策定</li> <li>■ 「福岡県地球温暖化対策実行計画」の策定</li> </ul>
令和4年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ COP27がエジプトのシャルム・エル・シェイクにて開催。グラスゴー気候合意の内容を引き継いで、1.5℃目標に基づく取組の実施の重要性を確認するとともに、2023年までに同目標に整合的な温室効果ガス排出削減目標を設定していない締約国に対して、目標の再検討や強化を求めることが決定されるなど、世界各国の脱炭素の動きが更に加速</li> </ul>
令和5年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 「気候変動適応計画」の一部変更</li> <li>■ G7 広島サミットの開催、G7 広島首脳コミュニケにて、「我々の地球は、気候変動、生物多様性の損失及び汚染という3つの世界的危機に直面している」と明確に記述</li> <li>■ 「国連気候変動枠組条約第28回締約国会議（COP28）」がアラブ首長国連邦・ドバイにて開催。パリ協定の目標達成に向けた成果全体の進捗を評価するグローバル・ストックテイク（GST）に関する決定などが採択</li> <li>■ 「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第60回総会の開催</li> </ul>
令和6年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 「気候変動適応法」の改正 熱中症対策実行計画、熱中症対策の推進の内容が盛り込まれる</li> <li>■ 「第六次環境基本計画」の閣議決定</li> </ul>

■ 国際的な動き   ■ 日本の動き   ■ 福岡県の動き

令和2（2020）年10月、国は、2050年までに温室効果ガスの排出量を全体としてゼロにする「カーボンニュートラル」を目指すことを宣言し、翌令和3（2021）年4月には、令和12（2030）年度の温室効果ガスの削減目標を平成25（2013）年度比で46%削減すること、さらに、50%の高みに向けて挑戦を続けていく旨を公表しました。令和3（2021）年5月には「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部改正する法律」において、2050年カーボンニュートラルの実現を基本理念として位置付け、同年10月には、新たな目標が位置付けられた地球温暖化対策計画、および令和12（2030）年度における再生可能エネルギーの電源構成比目標（36～38%）を盛り込んだ「第6次エネルギー基本計画」が閣議決定されました。

## 2 本市の二酸化炭素排出量の現状把握と将来予測状況

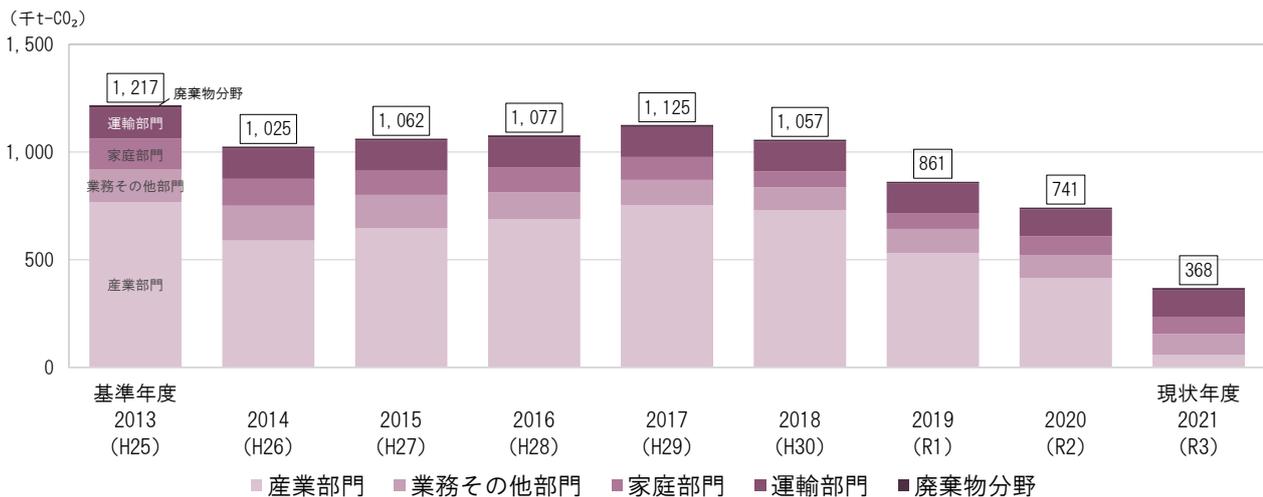
市域における二酸化炭素排出量の現状は、以下のとおりです。

環境省の自治体排出量カルテによると、令和3（2021）年度の二酸化炭素排出量は368千t-CO<sub>2</sub>であり、平成25（2013）年度から69.8%減少しています。

令和3（2021）年度の部門別の内訳をみると、運輸部門が34.0%で最も多く、次いで業務その他部門の26.7%となっています。平成25（2013）年度から令和3（2021）年度の部門別の排出量の増減をみると、産業部門が92.6%減、家庭部門が43.6%減となっています。

なお、令和3（2021）年度の産業部門の減少は、一定規模の事業所の撤退による生産量削減が一因となっています。

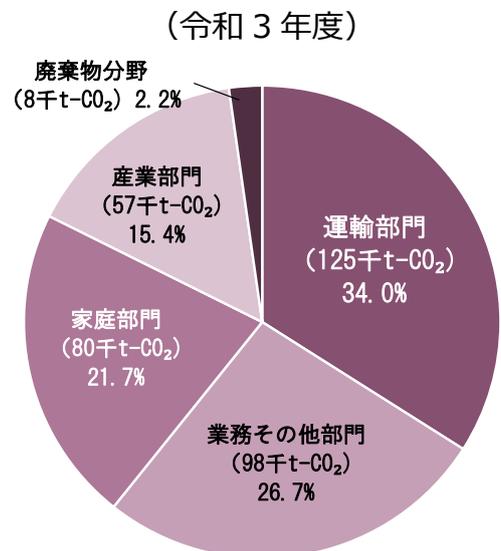
### ■ 部門別二酸化炭素排出量の推移



### ■ 部門別排出量の増減率

部門	排出量 (千t-CO <sub>2</sub> )		増減率
	2013年度	2021年度	
産業部門	766	57	▲92.6%
業務その他部門	154	98	▲36.1%
家庭部門	141	80	▲43.6%
運輸部門	145	125	▲13.4%
廃棄物分野	11	8	▲22.3%
合計	1,217	368	▲69.8%

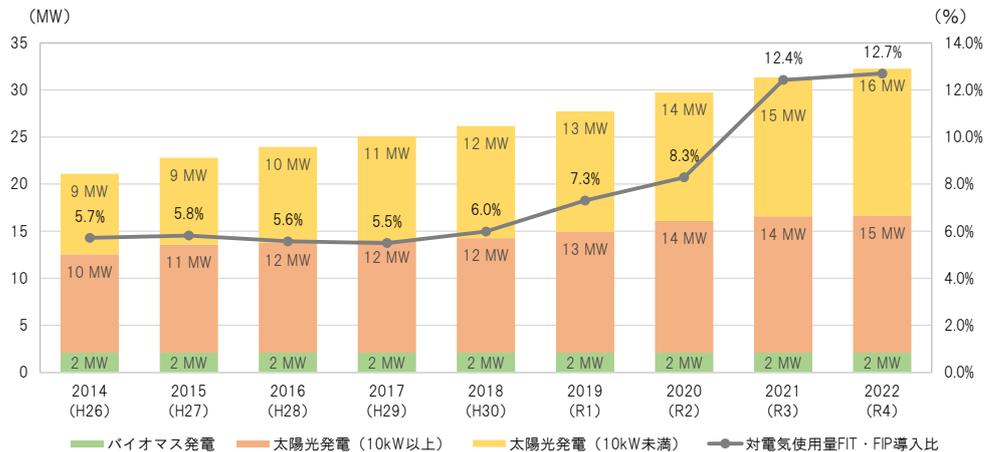
### ■ 部門別二酸化炭素排出量



## ●本市の再生可能エネルギーの導入実績および導入ポテンシャル (データ参照：環境省 自治体再エネ情報カルテ より)

### [導入実績]

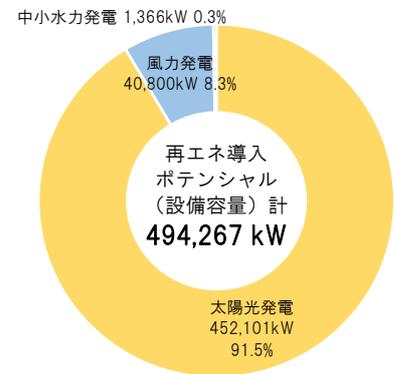
本市の令和4（2022）年度における再生可能エネルギー（以下、再エネ）の導入実績は、設備容量で32.3 MWとなっています。電気使用量に対する再生可能エネルギーの導入量は年々増加傾向にあり、令和4年度は12.7%となっています。



### ■区域の再生可能エネルギーの導入設備容量の推移（累積）

### [導入ポテンシャル]

再エネ導入ポテンシャルは、全資源エネルギー量から現状の技術水準では利用が困難なもの、その他の制約要因により利用が限られるものを除いたものを指します。本市の再エネ導入ポテンシャルについては、設備容量最大494,267kWに対して発電電力量653,628MWhと推計されます。令和3年度における本市エネルギー消費量は414,882MWhであることから、消費量の1.6倍のエネルギーを生み出せる可能性が見込まれており、部門別にみると、「太陽光」のポテンシャルが最も高くなっていることから、今後は「太陽光」を中心とした再エネ設備の導入が期待されます。



■本市の再エネ導入ポテンシャル (設備容量、電気のみ)



### ■筑紫野市の区域内のエネルギー消費量に対する再エネ導入ポテンシャル（電気）

### 3 将来推計と削減目標

#### (1) 現状趨勢（BAU）推計における二酸化炭素排出量（推計）

##### ①BAU 推計とは

今後、特段の排出量削減対策を行わないと仮定した場合「現状趨勢（Business as Usual）」以下「BAU」による推計をBAU推計と言います。推計は、「エネルギー消費原単位や排出係数が、将来にわたって現状と同じレベルで推移し、活動量のみが増減する」という考え方に基づくものです。BAU排出量は、次式によって推計します。

BAU排出量は、次式によって推計します。

$$\text{BAU 排出量} = \text{現状年度の温室効果ガス排出量} \times \frac{\text{活動量}_{20XX \text{ 年度推計値}}}{\text{活動量}_{\text{現状年度}}}$$

推計で用いた各分野の活動量の指標と、現状年度（2021年度）及び将来年度（2030年度、2050年度）の活動量は以下のとおりです。

##### ■BAU 推計に用いた活動量

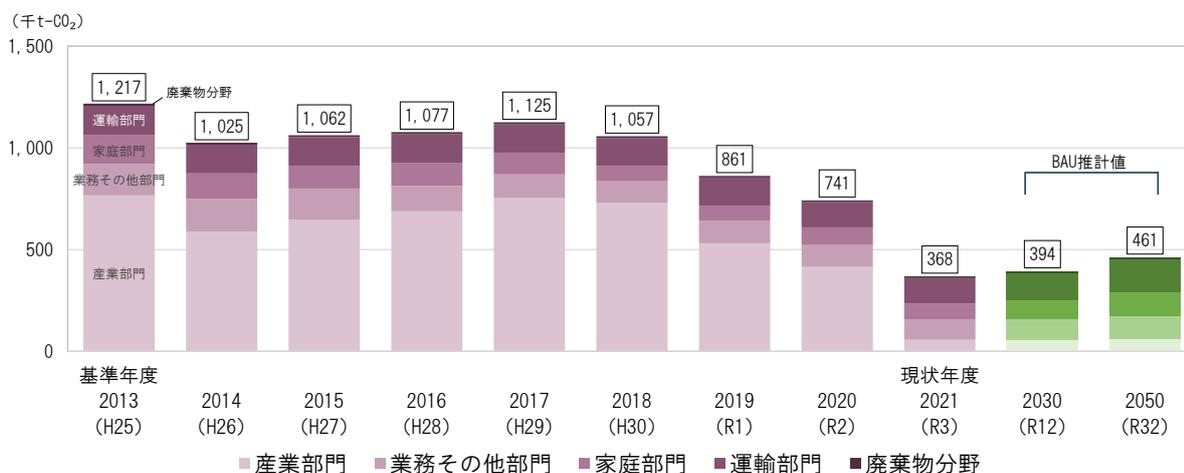
部 門		活 動 量	現状年度	将来推計	
			2021年度	2030年度	2050年度
エネルギー起源CO <sub>2</sub>					
産業部門	製造業	製造品出荷額（万円）	3,024,672	3,024,672	3,024,672
	鉱業・建設業	従業者数（人）	2,462	2,280	2,280
	農林水産業	従業者数（人）	96	133	233
業務その他部門		従業者数（人）	31,678	33,473	36,884
家庭部門		世帯数（世帯）	46,672	52,198	67,408
運輸部門	自動車	自動車保有台数（台）	36,906	37,230	37,505
	鉄道	人口（人）	105,692	108,946	117,734
エネルギー起源CO <sub>2</sub> 以外 e					
廃棄物分野		一般廃棄物焼却量（t/年）	24,621	24,380	23,150

## ②BAU 推計の結果

BAU推計の結果では、本市の二酸化炭素排出量の推計値は令和12(2030)年度で394千t-CO<sub>2</sub>(基準年度比▲67.6%)、令和22(2050)年度で461千t-CO<sub>2</sub>(基準年度比▲62.1%)となっています。今後、追加的な対策を実施しない場合、人口増に伴う世帯数や自動車保有台数などの増加により、排出量が増加していくと予測されています。

### ■ BAU推計における二酸化炭素排出量（令和12（2030）年度推計値） 単位：千t-CO<sub>2</sub>

部 門	基準年度	現状年度	中期目標年度		長期目標年度	
	2013	2021	2030	基準年度比	2050	基準年度比
産 業 部 門	766	57	57	▲92.5%	60	▲92.2%
業務その他部門	154	98	104	▲32.5%	114	▲25.7%
家 庭 部 門	141	80	89	▲36.9%	115	▲18.6%
運 輸 部 門	145	125	136	▲6.1%	164	+13.2%
廃 棄 物 分 野	11	8	8	▲23.1%	8	▲26.9%
合 計	1,217	368	394	▲67.6%	461	▲62.1%



## （2）二酸化炭素排出量の削減見込量

前述のとおり、BAU推計による令和12（2030）年度における本市の二酸化炭素排出量は394千t-CO<sub>2</sub>になり、基準年度からの削減量は約823千t-CO<sub>2</sub>（基準年度比▲67.6%）です。

今後、国が地方公共団体や事業者等と連携して進める各種省エネルギー対策を導入・実行した場合、および二酸化炭素排出係数が低減された場合について、それぞれ令和12（2030）年度における二酸化炭素排出量の削減見込量を算出しました。

### ①国の対策の導入・実行

地域脱炭素ロードマップや地球温暖化対策計画に示された各種対策を導入・実行した場合の削減効果を推計します。ここでは、本市と国が連携した取組が行われた場合の削減見込量を算出しました。国の対策の導入による温室効果ガス削減見込量は令和12（2030）年度に25.6千t-CO<sub>2</sub>と推計されます。

■国等と連携して進める各種省エネルギー対策等による削減見込量

部 門	対 策 内 容	削減見込量 (千 t-CO <sub>2</sub> )
産 業 部 門	省エネルギー性能の高い設備・機器等の導入促進	0.732
	業種間連携省エネルギーの取組推進	0.014
	燃料転換の推進	0.039
	FEMS を利用した徹底的なエネルギー管理の実施	0.037
	建築物の省エネルギー化	0.250
業 務 其 他 部 門	建築物の省エネルギー化	1.751
	高効率な省エネルギー機器の普及	1.045
	トップランナー制度等による機器の省エネルギー性能向上	1.180
	BEMS の活用、省エネルギー診断等による徹底的なエネルギー管理の実施	0.826
	ヒートアイランド対策による熱環境改善を通じた都市の脱炭素化	0.001
	上下水道における省エネルギー・再生可能エネルギー導入	0.194
	脱炭素型ライフスタイルへの転換	0.017
家 庭 部 門	住宅の省エネルギー化	1.317
	高効率な省エネルギー機器の普及	2.439
	トップランナー制度等による機器の省エネルギー性能向上	0.743
	HEMS・スマートメーター・スマートホームデバイスの導入や省エネルギー情報提供を通じた徹底的なエネルギー管理の実施	0.889
	脱炭素型ライフスタイルへの転換	0.073
運 輸 部 門	次世代自動車の普及、燃費改善等	7.816
	道路交通流対策	1.750
	環境に配慮した自動車使用等の促進による自動車運送事業等のグリーン化	0.121
	トラック輸送の効率化、共同輸配送の推進	1.417
	公共交通機関及び自転車の利用促進	0.332
	脱炭素型ライフスタイルへの転換	0.332
	鉄道分野の脱炭素化	0.436
	海上輸送及び鉄道貨物輸送へのモーダルシフトの推進	0.246
廃 棄 物 分 野	バイオマスプラスチック類の普及	0.355
	廃棄物焼却量の削減	1.087
	脱炭素型ライフスタイルへの転換	0.067
合計		25.506

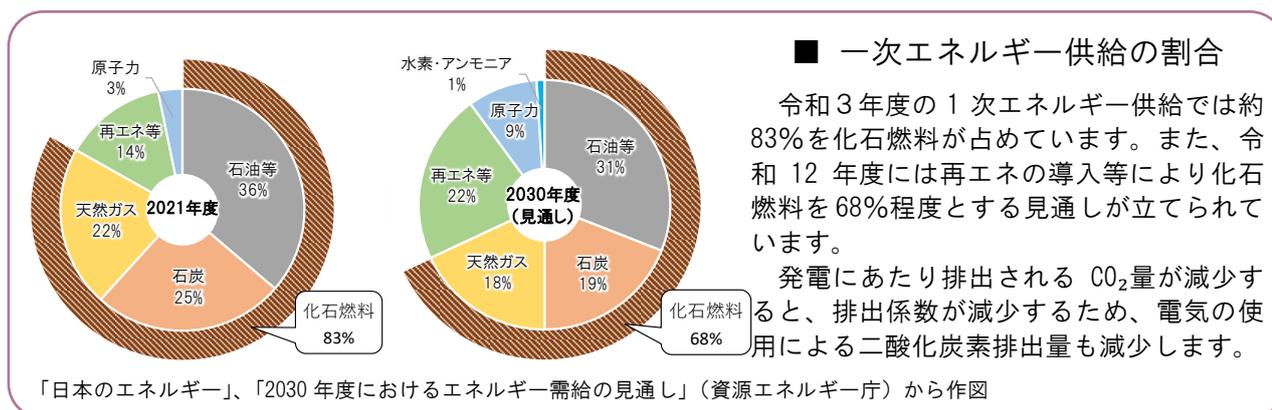
## ②二酸化炭素排出係数の低減（電力排出係数の低減による）

国の地球温暖化対策計画では、電源構成変動により現状より3割程度低減され、二酸化炭素排出係数が0.25kg-CO<sub>2</sub>/kWhになることが想定されています。電力分野での二酸化炭素排出係数の変動による温室効果ガスの削減見込量は令和12（2030）年度に約47千t-CO<sub>2</sub>[対令和3（2021）年度比]となります。

### ■二酸化炭素排出係数（基礎排出係数）の低減

部 門	取 り 組 み ・ 対 策	削減見込量（千t-CO <sub>2</sub> ）
産 業 部 門	二酸化炭素排出係数の低減	4
業 務 そ の 他 部 門		21
家 庭 部 門		20
運 輸 部 門		2
合 計		47

※排出係数 0.296 kg-CO<sub>2</sub>/kWh（2021年度九州電力株式会社）→0.25kg-CO<sub>2</sub>/kWh（令和12年度）



このことから、令和12（2030）年度における基準年度からの本市の二酸化炭素削減量は、両者を合わせて約72千t-CO<sub>2</sub>です。基準年度（平成25年度）からの増減率は5.9%減となり、BAU推計による増加分を加味すると、目標年度（令和12年度）における削減率は73.5%となります。

### ■ 二酸化炭素排出量の総削減見込量

項目	削減量 （令和3年度比）	増減率 （平成25年度比）
国の対策の導入・実行	約26千t-CO <sub>2</sub>	-2.1%
二酸化炭素排出係数の低減	約47千t-CO <sub>2</sub>	-3.8%
合 計	約72千t-CO <sub>2</sub>	-5.9%

### (3) 二酸化炭素排出量の削減目標

国は、「地球温暖化対策計画」において、令和 12（2030）年度における温室効果ガス排出量を平成 25（2013）年度比で 46%削減する中期目標を掲げています。

本市においては令和 3（2021）年度時点で 69.8%と既に中期目標を達成しているところです。一方、追加的な対策をとらない場合には、今後、排出量は増加していくと推計されています。国の対策の導入・実行や、二酸化炭素排出係数の低減などの削減効果なども踏まえたうえで、二酸化炭素排出量の削減目標を以下のとおり設定し、取り組みを着実に実行しながら、温室効果ガスの削減を図ります。

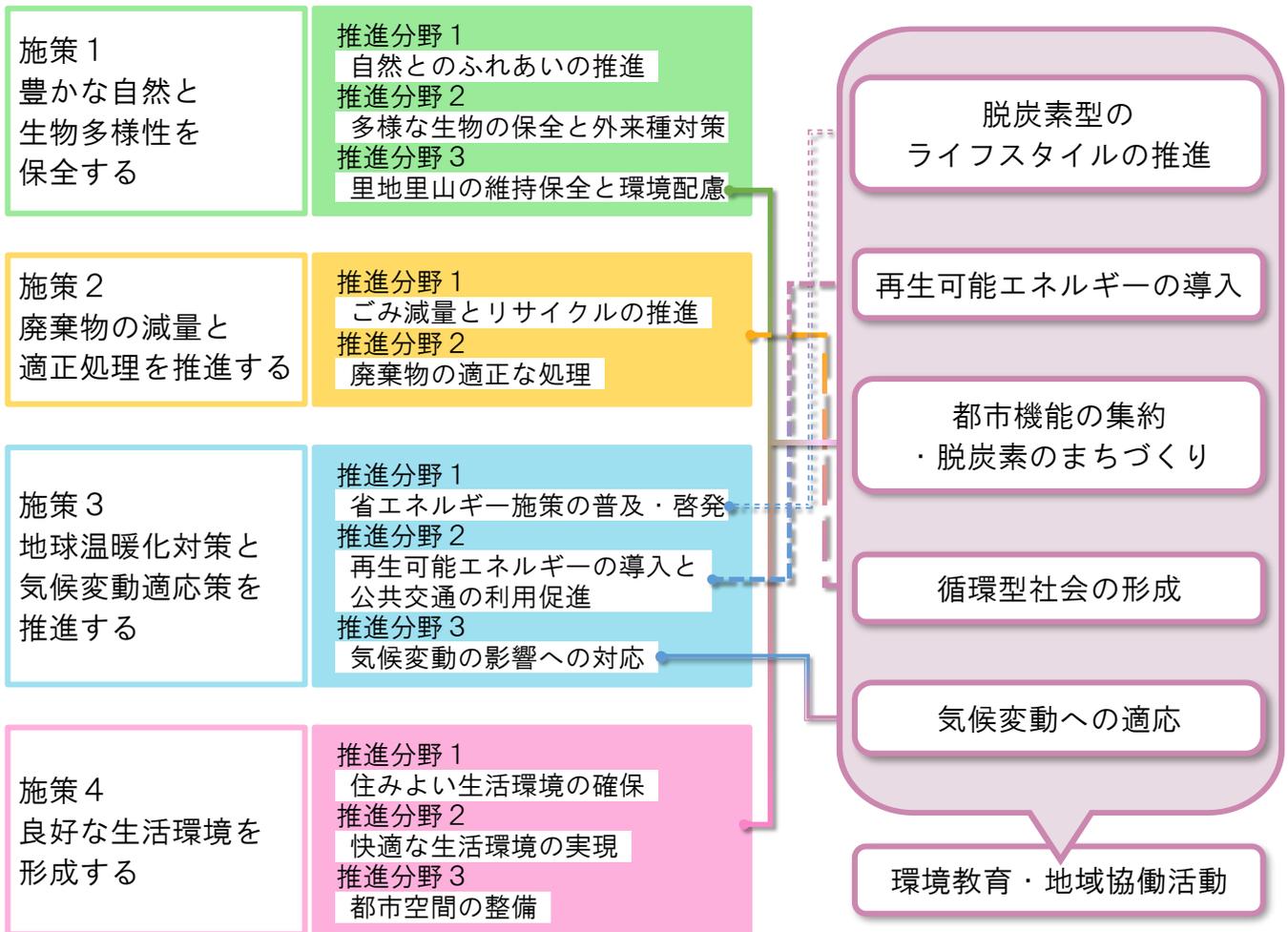
#### 二酸化炭素排出量の削減目標

中間目標年度(令和 12 年度)まで、  
基準年度(平成 25 年度)比  
削減率 70%台を維持する  
もしくは更なる削減率の達成を目指す

## 4 環境基本計画の施策体系との関係

区域施策編における施策の6つの施策カテゴリは、環境基本計画における施策体系と以下の様に結びついています。脱炭素や気候変動への適応に関する施策を、地域課題の解決と効果的に組み合わせながら取り組みを進めます。

▼区域施策編における施策カテゴリ



## 5 目標の達成に向けた施策

二酸化炭素排出量の削減目標の達成に向けた施策および取り組みの内容と、各主体の役割を整理します。

### 🍃 脱炭素型のライフスタイルの推進

★：重点的に取り組む施策

#### 具体的な施策・事業と取り組み内容

<b>■ クールビズ・ウォームビズの取り組み推進</b>
啓発ポスター掲示や市職員の実践を通じて、クールビズ・ウォームビズの取り組みの実践、定着化を図り、室内温度の適温励行を促します。
<b>■ 市内中小企業へのEMSの普及促進</b>
講習会の開催情報の提供、アドバイザーの紹介等を実施することで、中小事業者に対してISO14001やエコアクション21等の環境マネジメントシステム(EMS)の普及を促進します。
<b>★ 情報発信ツールの活用</b>
広報誌や市ホームページなどの媒体や出前講座、各種イベントなど様々な発信源を活用した情報を発信し、市民の環境に関する意識や知識の向上を図ります。
<b>■ エコドライブの普及促進</b>
環境にやさしいエコドライブの啓発を継続して実施します。
<b>■ 省エネルギー性能の高い建築物の普及促進</b>
建物の省エネルギー化の普及促進のため、省エネ診断、HEMS、BEMS、ZEH、ZEB、省エネリフォーム等について情報を発信します。
<b>■ エネルギー消費量等の見える化の推進</b>
エネルギー消費量やCO <sub>2</sub> 排出量の「見える化」を進めるため、EMSなどの活用を検討します。
<b>★ 施設や設備の省エネ化</b>
LED照明などの高効率照明への切り換えを検討します。
公共施設の新築や大規模改修の際には、ZEB化等を検討し、省エネルギー性能の高い施設を目指します。
CO <sub>2</sub> 排出量の少ない電気やガスなどを使用する省エネ機器への転換を推進します。
市役所等への来庁に伴う移動により発生するCO <sub>2</sub> の排出削減のため、オンライン手続きの拡大等を推進します。
エアコンの適切な利用やこまめな消灯等、日常的な省エネを実践します。
省エネルギー対策の事例や、市内外の優良な事例に関する情報を発信します。
燃料電池等の省エネルギー性能の高い機器等に関する補助制度等について情報を発信します。
エネルギーを多く消費する設備機器、照明、OA機器等の使用ルールや維持管理方法の見直しを検討するとともに、更新時には省エネルギー性能の高いものへの転換を図ります。

市民や事業者 zu 期待される取り組み	市民	事業者
クールビズやウォームビズ、室内温度の適温励行などの取り組みを実践します。	●	●
環境にやさしいエコドライブを実践します。	●	●
H E M S や B E M S、F E M S 等を活用したエネルギー管理を検討します。	●	●
建物の新築、改築・改修時に、Z E H、Z E B の水準に近づける断熱性能の高い構造や資機材を選択します。既存建物では、壁や窓を断熱化するなど、省エネルギーフォームを検討します。	●	●
L E D 照明などの高効率照明への切り換えを検討します。	●	●
エアコンの適切な利用やこまめな消灯等、日常的な省エネを実践します。	●	●
省エネ診断を利用し、省エネルギーのアドバイスを参考に省エネルギー対策に取組みます。	●	●
広報誌や市ホームページなどの媒体や出前講座、各種イベントなど、様々な発信源からの情報を活用し、環境に関する意識や知識の向上に努めます。	●	
住宅を新築する時は、Z E H 型住宅を検討します。	●	
給湯器、家電製品等の買換え時に、省エネルギー性能の高いものへの転換を図ります。	●	
市からの講習会の開催情報の提供、アドバイザーの紹介等を活用し、I S O 14001 の取得やエコアクション 21 等の環境マネジメントシステム(E M S) の導入について検討します。		●
C O <sub>2</sub> 排出量の少ない電気やガスなどを使用する省エネ機器への転換を推進します。		●
事業所の Z E B 化を検討します。		●
エネルギーを多く消費する設備機器、照明、O A 機器等の使用ルールや維持管理方法の見直しを検討するとともに、更新時には省エネルギー性能の高いものへの転換を図ります。		●

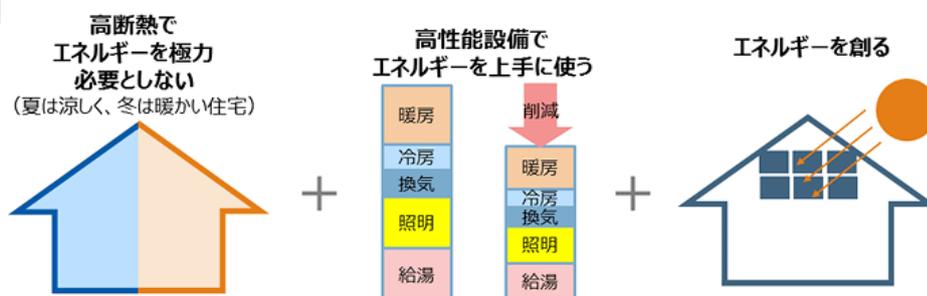
### ◆コラム（Z E H/Z E B）

Z E H（ゼッチ）＝ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（Net Zero Energy House）

Z E B（ゼブ）＝ネット・ゼロ・エネルギー・ビル（Net Zero Energy building）の略語

建物の断熱性能の向上や高効率設備の導入により省エネと、太陽光発電などの創エネにより全体でのエネルギー収支のゼロを目指した住宅や建物を意味します。

【イメージ図】



出典：資源エネルギー庁HPより

Z E H や Z E B は地球温暖化対策として有効なだけでなく、光熱費を抑えたり、災害時の停電の際に太陽光や蓄電池を活用することで電気を使用できたり、さまざまなメリットがあります。

具体的な施策・事業と取り組み内容

<p>★再生可能エネルギー設備の導入促進</p> <p>公共施設等へ太陽光発電設備の設置を推進します。</p> <p>市域の再生可能エネルギーの導入を促進するため、住宅用太陽光発電等の設置に対して補助金を交付します。</p>
<p>■再生可能エネルギーの利用促進</p> <p>公共施設における環境配慮型電力契約の導入について検討します。</p> <p>水素やバイオマス、アンモニア、雪冷熱、地中熱、温泉排熱などの次世代エネルギーに関する情報収集に努め、今後の活用を検討します。</p>

市民や事業者に期待される取り組み	市民	事業者
蓄電池、電気自動車等充給電設備（V2H）などの導入を検討します。	●	●
自然環境や景観などに配慮した上で、太陽光発電設備などの再生可能エネルギー機器の導入や活用を検討します。	●	●
工場等から排出される熱の有効利用を検討します。		●

◆コラム（省エネ・再エネ設備の補助金）

筑紫野市では、省エネ化のため住宅を改修される方や、太陽光発電や燃料電池などの再生可能エネルギーシステムを住宅へ設置される方を対象とした補助金メニューを準備しています。

○経済対策事業住宅改修工事補助金

（省エネ化改修工事のほか、バリアフリー改修工事、健康促進改修工事なども補助対象です。）

【市ホームページ】



○住宅用エコエネルギー導入促進事業補助金

（太陽光発電システム、住宅用蓄電池、民生用燃料電池）  
※各補助金については予算額の範囲内での受付となります。



◆コラム（再生可能エネルギーについて）

太陽光、風力、バイオマス、水力といった再生可能エネルギーは、国内で生産できる重要なエネルギー源です。筑紫野市でも、公共施設屋上への太陽光発電設備の設置など、積極的な再生可能エネルギー設備の導入や利用の促進について検討していきます。

太陽光発電設備を設置している

筑紫野市の公共施設の例

（左：筑紫野市役所 右：二日市中学校）



## 脱炭素のまちづくり

★：重点的に取り組む施策

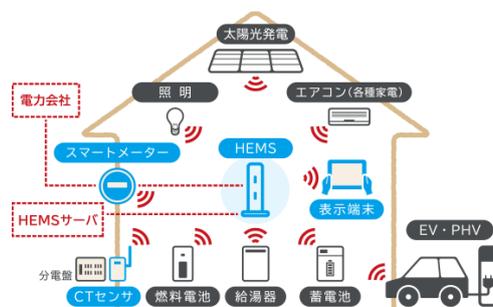
### 具体的な施策・事業と取り組み内容

<p>■ 農地の整備・循環型農業の推進</p> <p>農地の保全によりCO<sub>2</sub>吸収能力向上を図ることで、CO<sub>2</sub>削減を目指します。</p>
<p>■ 市街地の緑化・緑地保全の推進</p> <p>公園や街路樹の維持保全等により、みどり豊かな都市空間の保全に努めます。</p>
<p>★ 環境にやさしい地域交通の整備</p> <p>市民や観光客にコミュニティバスの運行やカーシェアリング、シェアサイクル及びエコドライブに関する情報を発信するほか、ウォーキングコースの紹介をするなど、マイカーから公共交通、自転車、徒歩等への転換の支援に努めます。</p> <p>公用車における次世代自動車への切り替えを推進するなど、次世代自動車の普及を支援します。</p> <p>ノーマイカーデーの設定やエコドライブを実践します。</p>
<p>★ 公共施設の適正化</p> <p>安全性や利便性を高めるため、老朽化した公共施設の改修や有効活用、施設の配置や規模の見直し、再編など施設の適正化を推進します。</p> <p>施設の大規模改修等の整備時には、人口減少、少子高齢化の進展による世代構成の変化による市民ニーズの変化に対応するため、施設の規模、機能、目的などの見直しを検討します。</p>
<p>■ ゼロカーボンシティの実現を目的とした組織の構築</p> <p>2050年温室効果ガス排出量実質ゼロ（ゼロカーボンシティの実現）を目指して環境分野を基軸とする横断的組織について検討・提案します。</p>
<p>■ 吸収源である森林の保全</p> <p>国や福岡県が実施する事業を活用し、造林をはじめ、間伐や保育の施業などにより健全な森林の育成を図ります。</p> <p>地域林業で中心的な役割を担っている森林関係団体と協力して、森林管理を推進します。</p> <p>森林環境譲与税を活用し、未整備私有林の適切な経営管理を図ります。</p> <p>地域材利用について普及促進を図ります。</p>

#### ◆コラム（EMS、54ページ）

各主体が、運営や経営などの中で自主的に環境保全に関する取組を進めるにあたり、環境に関する方針や目標を自ら設定し、達成に向けて取り組むための仕組みを環境マネジメントシステム（EMS）といいます。EMSには、その主体に応じて、住宅⇒H（Home）EMS、商用ビル⇒B（Building）EMS、工場⇒F（factory）EMS、地域内⇒C（cluster/community）EMSなどの種類があります。

例えばHEMS（ヘムス）は、家庭内でもより多くのエネルギーを消費するエアコンや給湯器などの機器のほか、照明から情報家電まで、エネルギー消費量を可視化しつつ積極的な制御を行うことで、省エネやピークカットの効果を狙う仕組みです。



HEMS導入イメージ図

出典：iエネコンソーシアムHPより

## ■クレジット認証制度の活用検討

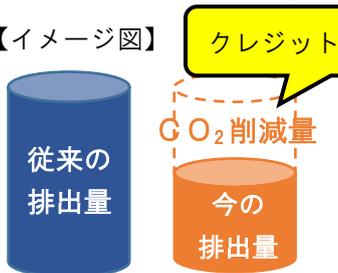
Jクレジット等の制度を活用し、省エネ機器導入など、市の取り組みでクレジット化できるものを検討します。

## ■脱炭素を目的とした組織の構築

2050年温室効果ガス排出量実質ゼロを目指し、環境を基軸とする横断した組織について検討・提案します。

### ◆コラム（Jクレジット制度）

【イメージ図】



温室効果ガスの排出量を減らすための努力をした上で、どうしても削減できない排出量を森林整備活動や太陽光発電などの吸収・排出削減量（クレジット）を購入することにより埋め合わせることができる制度を「Jクレジット制度」といいます。筑紫野市においても、将来的な脱炭素の実現に向け、Jクレジット制度の活用について検討します。

出典：Jクレジット制度HPより

古い設備      新しい設備

市民や事業者 zu 期待される取り組み	市民	事業者
農地の保全によりCO <sub>2</sub> 吸収能力向上を図ることで、CO <sub>2</sub> 削減を目指します。	●	●
樹木の維持保全等により、みどり豊かな都市空間の保全に努めます。	●	●
車の買い換え時には、次世代自動車の購入を検討します。	●	●
公共交通機関の利用、徒歩・自転車での移動を積極的に取り入れます。	●	●
ノーマイカーデーの設定やエコドライブを実践します。	●	●
通勤時の交通渋滞を緩和するために、時差出勤やフレックスタイム制などのオフピーク出勤、在宅勤務の実施を検討します。	●	●
宅配便を受け取る時に時間を指定するなど、再配達防止に努めます。	●	●
森林の保全活動、公共緑地や街路樹の保全活動や緑化運動に参加します。	●	●
住宅や事業所を新築・改修する際は地域材の活用による炭素の固定を検討します。	●	●

### ◆コラム（環境にやさしいバスの紹介）

近年、予約に応じて運行するAIデマンドバスや、最大4割程度のCO<sub>2</sub>削減効果が見込まれているEVバスなど、大気環境の改善・地球温暖化防止に配慮したバスが増えています。

AIデマンドバス



（出展：古賀市オフィシャルページ  
<https://www.city.koga.fukuoka.jp/>より）

EVバス



（出展：北九州交通局ホームページ  
<https://kitakyushucity.jp/>より）

## 🍃 循環型社会の形成

★：重点的に取り組む施策

### 具体的な施策・事業と取り組み内容

<p><b>★5 R運動の推進</b></p> <p>広報等でのごみの分別、減量化、資源化に関する情報の掲載、地域での資源回収等により、リサイクルの意識の向上を図ります。市内の消費団体、事業者、行政が協働し、マイバッグの普及等をはじめとした5 Rの取り組みの輪の拡大、定着を図ります。</p>
<p><b>■食品ロス削減の普及啓発</b></p> <p>フードドライブ等のイベントを実施し、食品ロスを削減します。</p>
<p><b>★ごみの発生抑制とリサイクルの推進</b></p> <p>市民活動団体等と連携し、ごみの発生を抑制する取組を促進します。</p> <p>容器包装廃棄物などの分別収集による再商品化や使用済み小型家電の回収を通じた再資源化を促進するとともに、再生品の利用、グリーン購入の普及に努めます。</p> <p>民間資源回収事業者との連携を図り、リサイクルを推進します。</p> <p>ペーパーレス化によるごみの減量に努めます。</p> <p>必要なものを必要な量だけ購入するとともに、再生品、再生利用可能な商品、詰め替え商品、繰り返し使用できる商品を選択します。</p> <p>修理や修繕により製品を長期間使用します。</p> <p>マイバッグやマイボトルの活用等により、プラスチック製品の使用抑制に取り組みます。</p> <p>「30・10運動」等による食品ロスの削減や使い捨てプラスチックの削減、リユースに関する普及啓発に努めます。</p> <p>ダンボールコンポスト講座や生ごみ削減3キリ運動（使いきり・食べきり・水切り）の普及を図り、一般家庭から排出される生ごみの減量化を推進します。</p>
<p><b>■資源の有効利用の推進</b></p> <p>再生資源の適正な分別を図ります。</p> <p>再生資源を原料とした製品の選択に努めます。</p> <p>資源回収拠点の利便性向上のための検討をします。</p>

市民や事業者に期待される取り組み	市民	事業者
ごみの分別、減量化、地域での資源回収、マイバッグの活用などに積極的に取り組みます。	●	●
必要なものを必要な量だけ購入するとともに、再生品、再生利用可能な商品、詰め替え商品、繰り返し使用できる商品を選択します。	●	●
修理や修繕により製品を長期間使用します。	●	●
マイバッグやマイボトルの活用等により、プラスチック製品の使用抑制に取り組みます。	●	●
再生資源の適正な分別を図ります。	●	●
再生資源を原料とした製品の選択に努めます。	●	●
食事は食べる分だけ作る・頼む、残さないように心がけ、食品ロス（フードロス）の削減に取り組みます。	●	
生ごみの水切りや資源ごみ等の分別を徹底します。	●	
仕入れやメニューの工夫、少量の量り売りなど、食品ロスの削減を推進します。		●
ペーパーレス化によるごみの減量に努めます。		●
耐久性の高い製品や再使用しやすい製品など、消費者が長く使用できる製品を製造・販売します。		●
事業系ごみを減量化するなど、事業所から排出される廃棄物を削減します。		●
再生品であることの適切な表示や情報提供を行い、再生品・エコマーク商品等の販売を促進します。		●
商品の販売時に、使い捨て容器や包装の削減に努めます。		●
再生資源を原料とした製品の開発・販売に努めます。		●
小売店の店頭等での資源回収を推進します。		●
建築廃材や産業廃棄物等の発生抑制に努めるとともに、再生利用を推進します。		●

## ◆コラム（食品ロス問題とフードドライブについて）



本来食べられるのに捨てられてしまう食品のことを「食品ロス（フードロス）」といいます。日本の食品ロスは1年間で約523万トン（令和3年度）にのぼり、食品そのものが無駄になってしまうだけでなく、水分を多く含む食品をごみとして燃やす際の費用やCO<sub>2</sub>排出量が増加するといった問題もあります。

このため、筑紫野市ではフードドライブや啓発活動の実施など様々な取り組みを進めています。

フードドライブとは、家庭で余っている食品を持ち寄り、子ども食堂や福祉施設などに寄付する活動のことです。筑紫野市内では、市役所や市内のスーパーマーケットなどでフードドライブが実施されています。



市役所におけるフードドライブで集まった食品  
令和6年度 合計667品、151.3kg（計3回実施）

## 気候変動への適応

### 具体的な施策・事業と取り組み内容

<p>■ 高温に強い品種の栽培の促進</p> <p>温暖化に伴う夏季の高温による農作物の生産減および品質低下に備え、高温に強い品種の栽培を普及啓発します。</p>
<p>■ 水資源に関する啓発</p> <p>水の貴重さ、水資源の重要性および節水に対する意識の普及啓発を行います。</p>
<p>■ 雨水利用の促進</p> <p>局地的な集中豪雨による浸水被害を低減するため、雨水利用の啓発を行うとともに、雨水貯留タンク設置への補助を行います。</p>
<p>■ 下水道などの整備</p> <p>大型台風等の自然災害に備え、堤防や河川、下水道・雨水排水施設等の整備および既存設備の適切な維持管理を推進します。</p>
<p>■ 災害に関する情報発信</p> <p>「筑紫野市ハザードマップ」により、市民に向け危険な箇所・区域の周知徹底を努めます。防災メールの配信等、災害発生時における被害軽減を図る仕組みや体制を検討します。</p>
<p>■ 防災意識の向上</p> <p>防災出前講座を実施し、市民の防災意識を向上させ、市民自ら防災知識を習得し、非常用品を準備するなどの行動をとるよう啓発します。</p>
<p>■ 熱中症予防・対処に関する情報提供</p> <p>市のホームページや広報により、クーリングシェルの開設状況などの熱中症の予防・対処方法に関する情報提供を推進します。</p>
<p>■ 感染症媒介蚊のまん延防止対策推進</p> <p>感染症を媒介する蚊の発生が懸念されることから、たまり水をなくすなどの幼虫対策、および肌の露出を控え、虫除け剤を使用するなど、蚊に刺されないようにする対策の周知を推進します。</p>

#### ◆コラム（気候変動への適応について）

「緩和策」は二酸化炭素の排出を抑制する取り組みであるのに対し、「適応策」は既に生じつつある、あるいは将来起こりうる気候変動の影響を低減・回避することなどを目的とした取り組みです。気候変動対策は、緩和策と適応策を両輪として推進していく必要があります。

気候変動の影響は、地域の社会的自然的条件により異なることから、地域の特性に応じた適応策が求められます。

#### ◆コラム（熱中症予防について）

環境省の「熱中症予防情報サイト」では、熱中症警戒アラートや全国の暑さ指数（WBGT）の状況、LINE アプリを活用した暑さ指数の情報配信などの情報が掲載されています。

危険な暑さを感じた時や長時間屋外で活動した時は市内各所で開設しているクーリングシェルターを活用するなど、積極的に熱中症の予防行動をとりましょう。



【市内クーリングシェルターの写真】

具体的な施策・事業と取り組み内容

★学校における環境教育への支援
学校生活を通して、省エネ活動の推進や環境問題に関する意識の向上を図ります。
■生涯学習における環境学習の推進
出前講座や講演会についてメニューの拡充に取り組みます。
★脱炭素に関する情報発信
市民や事業者と協力・連携し、脱炭素に関する情報収集を行うとともに、収集した事例や取組について情報発信を行います。
■環境教育・環境学習の推進
地域や職場や団体などの要請に対応し、脱炭素に関する出前講座を開催します。
★デコ活の推進
日常生活の中でデコ活やゼロカーボンアクションを実践します。
市民・事業者に対し、デコ活やゼロカーボンアクションの周知・啓発を行います。

市民や事業者に期待される取り組み	市民	事業者
脱炭素に関する取組について情報収集を行い、積極的に生活や事業に取り入れます。	●	●
日常生活の中でデコ活やゼロカーボンアクションを実践します。	●	●
学校生活を通して、省エネ活動の推進や環境問題に関する意識の向上を図ります。	●	
出前講座やセミナーに積極的に参加して、脱炭素に関する理解を深めます。	●	
従業員に対する環境教育を行い、脱炭素行動を実践できる人づくりを行います。		●

◆コラム（デコ活）

日本国内におけるCO<sub>2</sub>排出量全体のうち、約15%は家庭から排出されていることから、国では家庭での脱炭素な活動を「デコ活」と名付けて、身近な脱炭素の取り組みについて啓発を行っています。

筑紫野市では、令和5（2023）年8月29日に、「デコ活」の実践・推進のため、「デコ活」宣言を行い、職員や市民への啓発を実施しています。

無理をせず自分にできることから、デコ活に取り組んでみましょう！

【家庭でできるデコ活の例と削減できるCO<sub>2</sub>の量】

クールビズで 年間 <b>5.3</b> kg/世帯 のCO <sub>2</sub> をカット！	生ごみの 肥料化で 年間 <b>18</b> kg/世帯 のCO <sub>2</sub> をカット！	エアコンの フィルター清掃で 年間 <b>15.6</b> kg/台 のCO <sub>2</sub> をカット！	食品ロスの削減で 年間 <b>5.4</b> kg/世帯 のCO <sub>2</sub> をカット！	通勤手段の 見直しで 年間 <b>161.1</b> kg のCO <sub>2</sub> をカット！
---	--	--	---	---

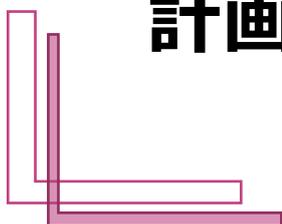
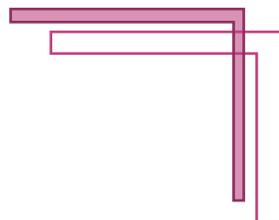
出典：デコ活 HP（環境省）

【デコ活 ロゴマーク】



## 第5章

# 計画の実現に向けて



## 第5章 計画の実現に向けて

### 1 計画の進行管理

本計画は、Plan（計画）、Do（推進・実施）、Check（点検・評価）、Action（改善・見直し）という、PDCAサイクルによる進行管理を行っていきます。

#### (1) Plan

本計画に示した施策に基づき、必要に応じて実施計画を作成し、事業計画を立案・予算化します。また、環境分野から見た各施策の方針を決定します。

#### (2) Do

各施策を、事業担当課が中心となって推進、実施します。

#### (3) Check

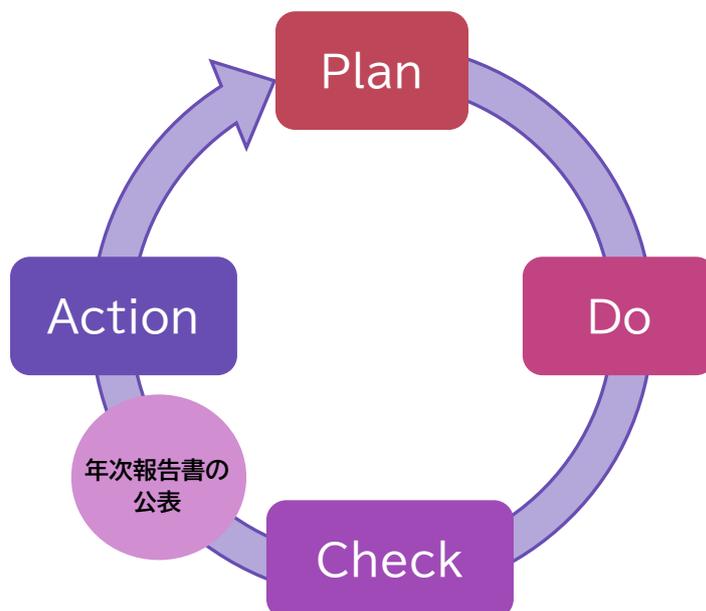
まちづくりアンケートや各調査によって成果指標を確認し、年次報告書を作成することにより、施策の進捗状況について客観的に点検・評価を行います。

#### (4) 点検・評価結果の公表

年次報告書を公表します。

#### (5) Action

点検・評価結果をふまえて、担当課へのフィードバックを行い、必要に応じて施策・計画・事業等の改善・見直しを行います。



## 2 計画の推進体制

### (1) 環境審議会

「筑紫野市環境審議会設置条例」に基づき設置され、第2条に規定された所掌事務（審議会は、環境基本計画等に関する基本的事項を調査審議及び推進する。）に基づき、環境基本計画の進捗状況の審議や環境行政の適正な推進のための提言等を行います。市は、「筑紫野市環境基本条例」第9条に基づき、環境審議会の意見を参考にしながら環境施策を進めます。

### (2) 環境推進委員会

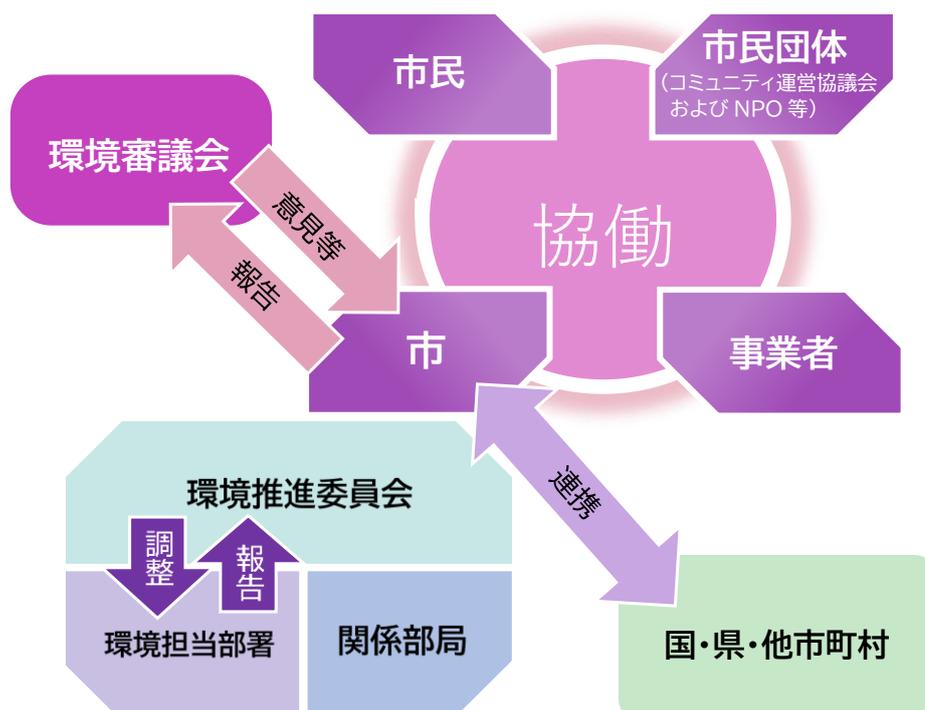
「筑紫野市環境基本条例」第11条に基づき設置され、関係各課の課長等で構成されています。「環境推進委員会要綱」に基づき、計画の進捗状況の把握や施策の総合調整等を行っています。

### (3) 市民、事業者

環境学習などを通じて、環境配慮行動を実践します。必要に応じて、市や市民団体と協働し、取り組みを進めます。

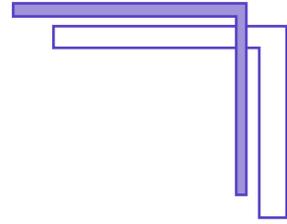
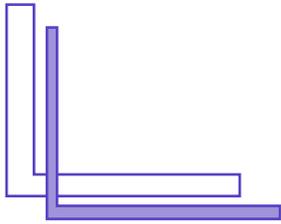
### (4) 市民団体（コミュニティ運営協議会およびNPO等）

環境学習などの市民協働で進める取り組みについて、市と協議を行いながら、地域に合った施策を講じます。





# 資料編





## 1 取組指標の基準値および目標値

### 施策1 豊かな自然と生物多様性を保全する

#### 推進分野1 多様な生物の保全と外来種対策

取組指標	基準値(年度)	目標値(年度)
「環境指標の森」モニタリングの実施回数(回)	10回(令和5年度)	20回(令和14年度)
アライグマの防除従事者の人数(人) ※目標年度は県防除計画に合わせる	0人(令和5年度)	90人(令和6~10年度累計)
生物多様性に関する広報、SNS等での啓発数(回)	6回(令和5年度)	12回(令和14年度)
生物多様性に関する講座の参加者数(人)	249人(令和5年度)	400人(令和14年度)

#### 推進分野2 自然とのふれあいの推進

取組指標	基準値(年度)	目標値(年度)
自然環境に関する広報、SNS等での啓発数(回)	6回(令和5年度)	12回(令和14年度)
自然環境学習の参加者数(人)	285人(令和5年度)	500人(令和14年度)
環境課出前講座(テーマ:自然環境)を実施した小学校数(校)	6校 (令和1~5年度累計)	11校 (令和6~14年度累計)
地域団体や学校と連携して事業を実施した回数(回)	3回(令和5年度)	10回(令和14年度)

#### 推進分野3 里地里山の維持保全と環境配慮

取組指標	基準値(年度)	目標値(年度)
担い手農家に集約されている農地面積の割合(%)	49.7%(令和5年度)	52.7%(令和14年度)
新規就農者数(人)	2人(令和5年度)	6人(令和14年度)
有害鳥獣の捕獲頭数(頭) ※目標年度は鳥獣被害防止計画に合わせる	875頭(令和5年度)	800頭(令和7年度)
適切に管理されている人工林の割合(%)	55%(令和5年度)	60%(令和14年度)
荒廃森林再生事業の実施面積(ha)	27.06ha(令和5年度)	30ha(令和14年度)

## 施策2 廃棄物の減量と適正処理を推進する

### 推進分野1 ごみ減量とリサイクルの推進

取組指標	基準値(年度)	目標値(年度)
ごみの分別に関する出前講座の開催数(回)	5回(令和5年度)	10回(令和14年度)
環境教育副読本のごみに関するページの活用率(%)	100%(令和5年度)	100%(令和14年度)
分別間違いの割合(%)	15.7%(令和5年度)	10.5%(令和14年度)
家庭から排出される市民1人1日当たりのごみの排出量(g)	515.77g(令和5年度)	505g(令和14年度)
プラスチックごみ削減にかかる啓発(回)	実施なし(令和5年度)	10回(令和14年度)

### 推進分野2 廃棄物の適正な処理

取組指標	基準値(年度)	目標値(年度)
不法投棄に関するパトロール回数(回)	46回(令和5年度)	30回(令和14年)
不法投棄などの不適切なごみの処理が発見・通報された件数(件)	46件(令和5年度)	30件(令和14年)

### 施策3 地球温暖化対策と気候変動適応策を推進する

#### 推進分野1 省エネルギー施策の普及・啓発

取組指標	基準値(年度)	目標値(年度)
事業者を対象とした脱炭素、省エネルギーにかかる啓発回数(回)	4回(令和5年度)	12回(令和14年度)
デコ活にかかる広報(回)	2回(令和5年度)	12回(令和14年度)
「筑紫野市役所環境にやさしい行動計画パートV」の項目別目標達成割合(%) ※目標年度は環境にやさしい行動計画に合わせる	40%(令和5年度)	100%(令和7年度)
住宅改修工事等補助金の補助件数(件)	135件(令和5年度)	135件(令和14年度)
親子や子どもを対象とした講座で地球温暖化の啓発を行った回数(回)	2回(令和5年度)	10回(令和14年度)

#### 推進分野2 再生可能エネルギーの導入と公共交通の利用促進

取組指標	基準値(年度)	目標値(年度)
環境に配慮した公用車の導入率(%) ※目標年度は環境にやさしい行動計画に合わせる	81.5%(令和5年度)	85%(令和7年度)
公共施設の再生可能エネルギー導入状況(kW)	104kW (令和5年度)	基準値より増 (令和14年度)
エコエネルギー導入促進補助金の交付件数(件)	419件 (令和5年度までの累計)	481件 (令和14年度までの累計)
コミュニティバス等の利用者数(人)	247,269人 (令和5年度)	247,269人 (令和14年度)

#### 推進分野3 気候変動の影響への対応

取組指標	基準値(年度)	目標値(年度)
防災訓練および学習会を実施した自主防災組織の割合(%)	65%(令和5年度)	91.5%(令和14年度)
気候変動に関する広報、SNS等での啓発数(回)	0回(令和5年度)	10回(令和14年度)
熱中症予防啓発数(回)	41回(令和5年度)	50回(令和14年度)
防災に関する出前講座の開催数(回)	26回(令和5年度)	26回(令和14年度)

## 施策４ 良好な生活環境を形成する

### 推進分野１ 住みよい生活環境の確保

取組指標	基準値(年度)	目標値(年度)
公共用水域水質調査の測定値 (基準値超過の有無)	環境基準値超過あり (令和５年度)	環境基準値内 (令和１４年度)
自動車道路騒音調査の測定値 (基準値超過の有無)	環境基準値内 (令和５年度)	環境基準値内 (令和１４年度)
下水道普及率(公共下水道・農業集落排水) (%)	97.99%(令和５年度)	98.50%(令和１４年度)
水洗化率(公共下水道・農業集落排水) (%)	98.51%(令和５年度)	99.00%(令和１４年度)

### 推進分野２ 快適な生活環境の実現

取組指標	基準値(年度)	目標値(年度)
ペット、小動物に関する苦情・トラブル・事 故件数(件) ※野良猫を含む。野生生物は除く。	75件(令和５年度)	50件(令和１４年度)
公害の苦情及び相談件数(騒音・振動、悪臭 等)(件)	44件(令和５年度)	30件(令和１４年度)
所有地の管理に関する相談件数(件)	64件(令和５年度)	50件(令和１４年度)
生活環境に関する広報、SNSでの啓発数 (回)	8回(令和５年度)	15回(令和１４年度)
ごみゼロ運動の参加者数(人)	32,427人(令和５年度)	40,000人(令和１４年度)

### 推進分野３ 都市空間の整備

取組指標	基準値(年度)	目標値(年度)
公園の樹木や街路樹に関する相談件数(件)	62件(令和５年度)	47件(令和１４年度)
市民が触れることができるよう整備活用さ れている史跡等の数(累計)	8箇所(令和５年度)	14箇所(令和１４年度)

## 2 計画の策定経過

日付	内容
令和元年7月26日(金)	令和元年度 第1回環境審議会(策定スケジュール報告)
令和元年7月~8月	市主催自然観察会の参加者アンケート調査(22世帯)
令和元年9月下旬~ 10月下旬	市民アンケート調査(2,000人対象、回収率41.5%)
	事業者アンケート調査(100社対象、回収率42.0%)
令和元年10月上旬	市内コミュニティ運営協議会へのインタビュー
令和元年11月1日(金)	令和元年度 第2回環境審議会(進捗状況の報告)
令和2年7月28日(火)	令和2年度 第1回環境審議会(基礎調査結果の審議)
令和2年8月5日(水)	庁内関係課対象のヒアリング
令和2年10月23日(金)	令和2年度 第2回環境審議会(施策体系図審議)
令和2年11月20日(金)	令和2年度 第3回環境審議会(素案審議)
令和2年11月18日(水)~ 11月30日(月)	市職員対象パブリックコメントの実施
令和2年12月1日(火)~ 令和3年1月4日(月)	市民対象パブリックコメントの実施
令和3年1月25日(月)	令和2年度 第4回環境審議会 (新型コロナウイルス感染症感染拡大予防のため中止)
令和6年7月30日(水)	令和6年度 第1回環境審議会(基本計画見直し)
令和6年9月2日(月)	令和6年度 第2回環境審議会(基本計画見直し)
令和6年9月25日(水)	令和6年度 第3回環境審議会(基本計画見直し 他)
令和7年1月14日(火)~ 令和7年2月13日(木)	市民対象パブリックコメントの実施
令和7年3月25日(火)	第三次筑紫野市環境基本計画【見直し版】策定

### 3 筑紫野市環境審議会委員

#### 第三次筑紫野市環境基本計画 策定時（令和3年3月）

役職	氏名	所属団体等
会長	いわま とおる 岩間 徹	西南学院大学 名誉教授
副会長	なかやま ひろふみ 中山 裕文	九州大学大学院工学研究院 准教授
	いわくま しほ 岩熊 志保	一般社団法人まほろば自然学校 代表理事
	すぎしま よしはる 杉嶋 功治	筑紫野市小中学校校長会 二日市小学校校長
	まきぐさ ゆきお 牧草 由紀夫	福岡県筑紫保健福祉環境事務所 環境長
	まつばら しずお 松原 静雄	福岡県広域森林組合 副組合長
	にしだ なおみ 西田 尚美	特定非営利活動法人 よか隊 理事長
	みぞぐち すみこ 溝口 澄子	筑紫植物友の会 副会長
	ひらの おさむ 平野 修	市民
	たなべ ともこ 田邊 友子	市民

### 第三次筑紫野市環境基本計画【見直し版】策定時（令和7年3月）

役職	氏名	所属団体等
会長	なかやま ひろふみ 中山 裕文	九州大学大学院工学研究院 教授
副会長	いわくま しほ 岩熊 志保	一般社団法人まほろば自然学校 代表理事
	はやし ひるのり 林 博徳	九州大学大学院工学研究院 准教授
	たかぎ じゅんいち 高木 淳一	筑紫野市小中学校校長会 筑紫東小学校校長
	たぐち せいぞう 田口 靖三	福岡県筑紫保健福祉環境事務所 環境長
	いのうえ つよし 井上 剛士	福岡県広域森林組合 理事
	ならき まきこ 檜木 真貴子	筑紫野市農業女性グループ協議会
	ひらの おさむ 平野 修	市民
	たなべ ともこ 田邊 友子	市民

6 筑環第 338 号  
令和 6 年 7 月 30 日

筑紫野市環境審議会  
会長 中山 裕文 様

筑紫野市長 平井 一三

第三次筑紫野市環境基本計画の見直しについて（諮問）

筑紫野市環境基本条例第 9 条第 3 項の規定に基づき、下記の事項について諮問いたします。

記

1 諮問事項

第三次筑紫野市環境基本計画の見直しについて

2 諮問理由

筑紫野市では、筑紫野市環境基本条例の基本理念の着実な実現に向け、令和 3 年 3 月に第三次筑紫野市環境基本計画を策定し、望ましい環境像「みんなでつくる みどり輝くふるさと筑紫野」を目指して環境施策を推進してまいりました。

この間、豊かな自然と生物多様性の保全、廃棄物の減量と適正処理、地球温暖化への対策、良好な生活環境の形成などの取組を進めてきましたが、進行する地球温暖化や自然環境の破壊など、現在直面する環境危機に対して社会情勢は大きく変化しています。令和 3 年 10 月には地球温暖化対策計画が改定され、2050 年度に向けての「カーボンニュートラル」が宣言されたことや、令和 5 年 3 月には「生物多様性国家戦略 2023-2030」が閣議決定され「ネイチャーポジティブ」をはじめとした新たな方針が示されました。また、国のすべての環境分野を統合する最上位計画である「第六次環境基本計画」も令和 6 年 5 月に策定され、2030 年までに目指すビジョンが提示されたところです。

こうした現状を踏まえ、環境施策のより一層の推進を図るため、第三次筑紫野市環境基本計画の見直しを実施するにあたり貴審議会の意見を求めます。

## 5

## 筑紫野市環境審議会委員からの答申書

令和6年9月25日

筑紫野市長 平井 一三 様

筑紫野市環境審議会  
会長 中山 裕文

第三次筑紫野市環境基本計画の見直しについて（答申）

令和6年7月30日付け6筑環第338号で諮問があった第三次筑紫野市環境基本計画の見直しについては、筑紫野市環境基本条例第7条の規定に基づき審議を行い、案をまとめましたので、別添のとおり答申します。

また、審議会として、計画推進にあたり有効と思われる主要な意見を付しますので、これらの意見を尊重されるよう要望します。

1. 計画の推進にあたっては、市民に親しみやすい表現を用いた概要版を作成するなどにより広く周知を行い、市民、市民団体、事業者に協力を得られるよう努めること。
2. 各施策を着実に推進していくため、担当部署だけでなく、庁内各部署の横断的な連携を図るとともに、計画の進行管理及び数値目標の評価を着実にを行うこと。
3. 環境保全の取り組みについては、国内外の動向を踏まえつつ、福岡県や近隣市町村の動向を注視し、市特有の自然環境を保全することを踏まえて計画推進にあたられたい。
4. 2030年の二酸化炭素排出量削減目標の達成及び将来的なカーボンニュートラル実現に向けて各施策を推進するとともに、更なる脱炭素化のため、市民、事業者、行政が一体となり、筑紫野市の特色を活かした効果的な施策が展開されること。

## 表紙イラストの生きものについて



表紙イラストには、市内に生息する希少な生きものたちが描かれています。  
ここでは、種の名称と、福岡県レッドデータブック※のカテゴリーを紹介します。

※レッドデータブックとは、絶滅のおそれのある野生の動植物のリスト（レッドリスト）及びそれらの生育・生息状況をとりまとめた本のこと。植物、哺乳類、鳥類等について改定された2011年版を「RDB2011」、爬虫類、両生類、魚類、昆虫類等について改定された2014年版を「RDB2014」という。

①アカシジミ	準絶滅危惧（RDB2014）
②キイトンボ	準絶滅危惧（RDB2014）
③エヒメアヤメ	絶滅危惧ⅠA類（RDB2011）、筑紫野市指定天然記念物
④コサメビタキ	情報不足（RDB2011）、軽度懸念（国際自然保護連合RDB）
⑤ニホンアカガエル	絶滅危惧Ⅱ類（RDB2014）
⑥ヤマトシマドジョウ	準絶滅危惧（RDB2014）
⑦アカハライモリ	準絶滅危惧（RDB2014）

キイトンボ、エヒメアヤメ、コサメビタキ、ニホンアカガエルについては、本計画の18ページに写真を載せていますので、そちらもご覧ください。





第三次筑紫野市環境基本計画  
【見直し版】